

平成 28 年度

# 福井県の建築住宅行政

福井県土木部建築住宅課



## はじめに

福井県は、「県民幸福度」と「子どもの幸福」日本一という輝かしい評価を得ています。本県の住まいは、三世帯同居率（全国第2位）が高く、一戸当たりの床面積（全国第2位）や持ち家率（全国第4位）が全国トップクラスの水準にあります。三世帯同居や近居は家族のつながりを強くし、福井の充実した子育て環境や優れた教育、高齢者の元気を支える大きな力となっています。

本県の住宅施策としては、全国的な課題となっている人口減少問題に対応するため、家族のつながりを重視して、世代間で助け合いながら、子育てや介護などがしやすい住環境の整備を進めており、多世帯の同居に必要となるリフォームや、近居のための住宅の取得への助成を行っています。

さらに、充実した子育て環境など質の高い生活環境の強みを活かし、県外からのU・Iターン者を呼び込むため、空き家の取得やリフォームにかかる費用への助成を行っています。木造住宅の耐震化の促進については、耐震診断と補強プランの作成、耐震改修工事への助成を引き続き行っています。

本書は、本県における建築住宅行政の現状をまとめたものですが、多くの方々にご活用いただき、今後の建築住宅行政の推進に少しでも役立てていただければ幸いです。

平成28年8月

福井県土木部技幹（建築） 松本 正輝



# 目 次

## I 行政組織と事務分掌

1	建築住宅行政組織の変遷	1
2	組織図	3
3	建築職の職員数	3
4	建築住宅行政の所掌事務	4
5	所管する法令・条例・規則・要綱の一覧	5
6	建築行政関係の附属機関	6
7	特定行政庁の所轄区域	7
8	福井県の位置および都市計画区域図	8

## II 所管事業の概要

1	建築住宅課の事業体系（グループ別）	9
2	建築行政の概要	1 1
3	住宅行政の概要	1 4

## 参 考 資 料

1	【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	2 8
2	【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	2 9
3	【建築確認、許可等取扱件数】	3 1
4	【道路位置指定件数】	3 5
5	【定期調査等の報告件数】	3 6
6	【県下の着工建築物の状況】	3 7
7	【建築協定認可一覧】	4 2
8	【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	4 2
9	【二級・木造建築士試験結果等】	4 3
10	【市街地再開発事業実施状況】	4 4
11	【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	4 5
12	【省エネ法届出・受理件数】	4 5
13	【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	4 6
14	【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	4 7
15	【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	4 8
16	【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	4 8
17	【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】	4 9
18	【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】	5 0
19	【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】	5 0
20	【住宅政策の取り組み状況】	5 1
21	【住宅・土地統計調査】	5 3
22	【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	5 4
23	【被災者住宅再建補助金の実績】	5 5
24	【県産材を活用したふくい住まい支援事業（新築）選定件数】	5 5
25	【省エネリフォーム促進事業 実績戸数】	5 6
26	【福井の住まい促進事業 実績戸数】	5 6
27	【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】	5 6
28	【住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】	5 7
29	【地域優良賃貸住宅の建設戸数】	5 8
30	【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	5 9
31	【公営住宅等管理戸数】	5 9
32	【県営住宅の管理戸数】	6 0
33	【住教育推進事業 モデル地区実績】	6 1
34	【U・Iターン者空き家住まい支援事業 実績戸数】	6 1
35	【営繕工事】	6 2
36	【県産品活用推進】	6 5



# I 行政組織と事務分掌

## 1 建築住宅行政組織の変遷

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)
21					内務部総務課(営繕)
22	4.5		2.5 竹内佐平治	25	土木部建築課(戦災復興院 福井建築出張所)
23				72	総務係 指導係 資材係 住宅係 営繕係
24				67	
25				50	
26			6.29 谷口 治郎	50	第一指導 第二指導
27				50	
28			9.17 佐田 強	49	
29				47	庶務
30	4.23			47	
31				47	
32				38	
33				39	
34	4.23			39	審査 指導
35				39	
36				40	
37			6.1 河野 務道	42	
38			11.1 宇野 喜之	41	
39				40	住宅第一 住宅第二 住宅第三 営繕第一 営繕第二 営繕第三
40				40	
41				40	
42	4.15			42	指導 住宅 住宅管理 工査 設計 工事第一 工事第二
43			4.1 熊谷 照蔵	40	総務 企画 都市開発 建築指導 融資住宅 公社指導 営繕課 24人
44				41	
45			4.1 瀬田 精一	50	
46				53	
47				57	
48				37	
49				32	
50				37	
51				32	
52			4.1 瀬田 (→事務取扱)	32	審査指導
53			4.1 佐野 英雄	25	
54				27	
55				27	
56				28	
57				28	
58			4.1 佐野 (→事務取扱)	26	
59			4.1 林 恒男	24	
60				23	
61			4.1 林 (→事務取扱)	24	
62				24	
63			4.1 池上 博視	22	
H元				22	建築住宅課
2			4.1 池上	22	
3			4.1 高木 靖夫	22	建築企画
4				22	
5				22	
6				22	
7			5.15 高木	22	
8			5.15 伊戸 紘孝	22	住宅計画 建築環境 住まいづくり 公営住宅
9				22	
10			4.1 伊戸	20	
11			4.1 阿戸 元宏	20	
12			5.17 阿戸 幹男	20	
13			4.1 伊藤	20	
14			4.1 木本 友正	19	
15				20	
16			4.1 北山 太市郎	20	
17			4.1 五十嵐 穰治	18	
18			4.1 五十嵐	17	
19			4.1 小林 登志夫	17	
20			5.17 小林	17	
21			4.1 宗澤 公夫	18	
22			4.1 山口 峰穂	18	
23			4.1 山口 邦一	16	
			4.1 山中 邦一	17	
			5.17 横山	17	
			5.17 井上 邦夫	18	

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)				
24		横山	井上 邦夫	34	住宅計画	建築環境	住まいづくり	公営住宅	営繕室
25	西川	↓	↓	34	↓	↓	↓	↓	↓
26	一誠	4.1 井上	(→事務取扱)	36					
27		↓	6.24 松本 正輝	35					
28		4.1 松本	(→事務取扱)	36	↓	↓	↓	↓	↓

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。

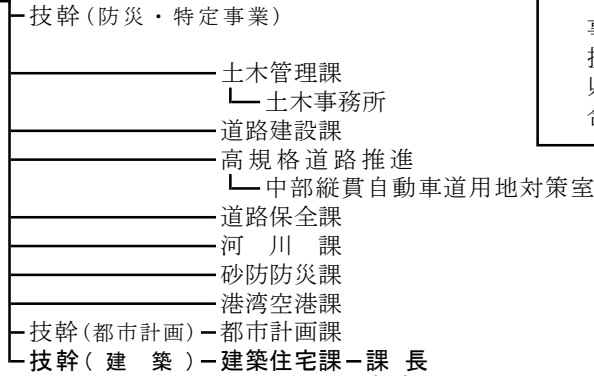


## 2 組織図

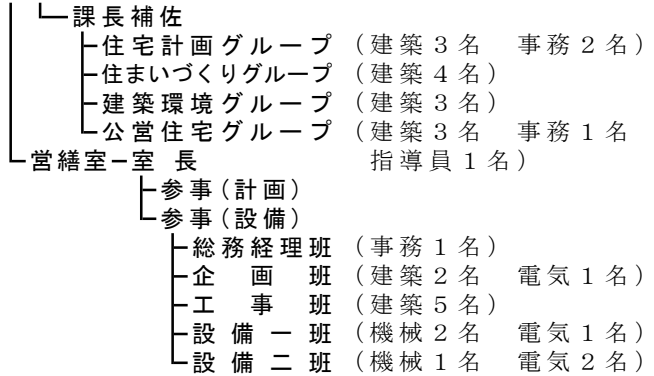
(平成28年8月1日現在)

土木部長—企画幹———政策推進グループ

参与(土木技術)



事務職員	5名
技術職員	31名
県営住宅納付指導員	1名
合計	37名



## 3 建築・営繕関係職員数

所属名	技術職員											事務職員	臨時任用	納付指導員	合計	
	建築職										機械職					電気職
	技幹	室長	参事	出先課長	GL主任	主任	企画主査	主査	主事	計						
総務部 財産活用推進課												1				1
総合政策部 交通まちづくり課								1				1				1
観光営業部 文化振興課								1				1				1
土木部	1	1	3	7	4	7	4	3	18	48	5	4	5	1		63
都市計画課			1					2		3						3
建築住宅課	1	1	1		4	3	4	1	8	23	4	4	5	1		37
管理職等	1									1			1			2
住宅計画グループ					1				2	3			2			5
住まいづくりグループ					1		1		2	4						4
建築環境グループ					1		1		1	3						3
公営住宅グループ					1				2	3			1	1		5
営繕室		1	1			3	3		1	9	4	4	1			18
土木事務所				7		4			10	21	1					22
福井 建築営繕課				1		1			1	3	1					4
三国 建築課				1		1			1	3						3
奥越 建築課				1		1			1	3						3
丹南 建築課				1		1			1	3						3
鯖江丹生 建築課				1					2	3						3
敦賀 建築課				1					2	3						3
小浜 建築課				1					2	3						3
福井空港事務所			1							1						1
会計局 工事検査課			1								1	1				2
国体推進局								1	1	2	1					3
施設調整課								1		1	1					2
競技式典課									1	1						1
教育庁 学校振興課						1			1	2						2
警察本部 会計課						1		1		2						2
合計	1	1	4	7	4	9	6	5	20	57	8	4	5	1		75

- ・土木事務所名のゴシック体は、県営住宅の管理について事務委任している事務所を示す。
- ・ は、建築住宅課および土木事務所の内訳を示し、内数となっている。
- ・建築住宅課(営繕室含む)のほかは、事務職員、事務補助員を除く。

## 4 建築住宅行政の所掌事務

福井県行政組織規則および福井県事務委任規則に基づく主な所掌事務

### 建築住宅課

- (1) 宅地建物取引業法の施行に関する事
- (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関する事
- (3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事
- (4) 住生活基本法の施行に関する事
- (5) 住宅地区改良法の施行に関する事
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構法による建築住宅の審査に関する事
- (8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事
- (9) 建築基準法の施行に関する事
- (10) 建築士法の施行に関する事
- (11) 新住宅市街地開発法の施行に関する事
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事（建築物に係るものに限る）
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）
- (15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（建築物に係るものに限る）
- (17) 建築に関する統計、調査および企画に関する事
- (18) 公営住宅法の施行に関する事
- (19) 県営住宅およびその附属施設の管理および処分ならびに貸付料の徴収に関する事
- (20) 福井県建築審査会および福井県建築士審査会に関する事
- (21) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（宅地建物取引業者に係るものに限る）
- (22) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）
- (23) 前各号のほか、建築に関する事

### （営繕室）

- (1) 営繕工事の企画および調整に関する事
- (2) 営繕工事の設計および監理に関する事
- (3) 県有財産の評価に関する事
- (4) 建築工事用資材の標準単価に関する事
- (5) 県産品活用の推進に関する事
- (6) 県有建築物の保全計画に関する事

### 土木事務所の建築課・建築営繕課

- (1) 建築基準法の施行に関する事
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事
- (4) 都市計画法に基づく開発行為に関する事
- (5) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定に関する事
- (6) 建築士法の施行に関する事
- (7) 福祉のまちづくり条例の施行に関する事（健康福祉センターの所管に属するものを除く）
- (8) 県有建物の設計および監理に関する事
- (9) 県有建物の営繕工事に関する事
- (10) 県営住宅および共同施設の管理に関する事（木造に限る）（福井・敦賀土木事務所を除く）
- (11) 前各号のほか、建築に関する事

5 所管する法令・条例・規則・要綱の一覧

平成28年4月1日現在

グループ	法令・条例・規則・要綱・要領名	公布年月日	公布番号
建	①職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令	S40. 12. 14	訓令 第 34号
計	③福井県手数料徴収条例	H12. 3. 21	条例 第 2号
住	土木部所管補助金等交付要綱	S46. 7. 20	
計	☆宅地建物取引業法	S27. 6. 10	法律 第176号
計	積立式宅地建物販売業法	S46. 6. 16	法律 第111号
計	不動産特定共同事業法	H 6. 6. 29	法律 第 77号
計	⑨宅地建物取引業法施行細則	S40. 3. 31	規則 第 15号
計	⑨宅地建物取引業者名簿等の閲覧規則	S40. 3. 31	規則 第 16号
計	☆特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	H19. 5. 30	法律 第 66号
計	☆地方住宅供給公社法	S40. 6. 10	法律 第124号
計	⑨租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅認定事務施行規則	S49. 12. 28	規則 第 64号
計	☆マンションの管理の適正化の推進に関する法律	H12. 12. 8	法律 第149号
計	☆マンションの建替え等の円滑化に関する法律	H14. 6. 19	法律 第 78号
計	☆新住宅市街地開発法	S38. 7. 11	法律 第134号
計	☆住生活基本法	H18. 6. 8	法律 第 61号
住	☆高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13. 4. 6	法律 第 26号
住	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱	H27. 4. 1	
住	サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領	H27. 4. 1	
住	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	H 5. 5. 21	法律 第 52号
住	福井県地域優良賃貸住宅制度要綱	H26. 4. 1	
住	☆住宅地区改良法	S35. 5. 17	法律 第 84号
住	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	H10. 4. 17	法律 第 41号
住	住宅の品質確保の促進等に関する法律	H11. 6. 23	法律 第 81号
住	☆長期優良住宅の普及の促進に関する法律	H20. 12. 5	法律 第 87号
住	☆都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）	H24. 9. 5	法律 第 84号
住	空家等対策の推進に関する特別措置法	H26. 11. 27	法律 第127号
建	☆建築基準法	S25. 5. 24	法律 第201号
建	☆建築士法	S25. 5. 24	法律 第202号
建	☆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	H18. 6. 21	法律 第 91号
建	☆エネルギーの使用の合理化に関する法律	S54. 6. 22	法律 第 49号
建	☆建築物の耐震改修の促進に関する法律	H 7. 10. 27	法律 第123号
建	☆建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築物の分別解体等に係るものに限る）	H12. 5. 31	法律 第104号
建	⑨福井県建築基準条例	S36. 4. 7	条例 第 21号
建	⑨建築基準法施行細則	S47. 4. 25	規則 第 41号
建	⑨建築基準法第22条の規定による区域	S47. 4. 21	告示 第401号
建	⑨建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則	S26. 3. 30	規則 第 9号
建	⑨福井県建築審査会条例	S25. 11. 18	条例 第 74号
建	⑨建築士法施行細則	S25. 11. 13	規則 第 99号
建	市街地形成推進事業補助金交付要領	H 6. 2. 7	
公	☆公営住宅法	S26. 6. 4	法律 第193号
公	⑨福井県営住宅条例	H 9. 3. 21	条例 第 3号
公	⑨福井県営住宅条例施行規則	H 9. 6. 30	規則 第 48号
公	県営住宅監理員事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	県営住宅管理人事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅単身入居事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅外国人入居事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅集会所（室）管理要領	S64. 1. 1	
公	福井県営住宅増築承認事務要領	H 2. 4. 1	
公	福井県営住宅承継承認事務処理要領	S59. 11. 15	
公	県営住宅にかかる住宅交換に関する特定入居事務取扱要領	S58. 7. 1	
公	福井県営住宅建替事業に伴う事務要領	S56. 8. 26	
公	高額所得者に対する処置の実施要領	S59. 3. 22	
公	支払命令等の申立手続に関する事務処理要領	S59. 3. 1	
公	福井県営住宅入居決定にかかる公開抽選実施要領	H11. 11. 1	
公	福井県営住宅家賃滞納整理事務要領	H15. 5. 22	
公	災害等による県営住宅の一時使用に関する取扱要領	H16. 7. 22	
公	福井県営住宅優先入居事務取扱要領	H17. 4. 1	
公	福井県営住宅駐車場取扱要綱	H19. 4. 1	
公	県営住宅における重大事故等発生時の連絡要領	H21. 10. 15	
公	福井県営住宅における連帯保証人の連署を免除する場合の取扱要領	H22. 4. 1	

〔☆：福井県行政組織規則の所掌事務に記載の法律 ○：福井県条例規則集に登載巻号数〕

## 6 建築行政関係の附属機関

[地方自治法第202条の3関係]

名 称	分 担 す る 事 項	任命区分	委 員	任 期 (2年間)
福 井 県 建 築 審 査 会 S25. 11. 18 設置	建築基準法に関する特定行政庁または建築主事の処分についての審査請求に対する裁決、用途地域内の建築許可等に対する同意についての議決、特定行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項の調査審議および関係行政機関に対して建議する。 〔建築基準法第78条～83条〕 〔福井県建築審査会条例〕	建築・都市計画	○野嶋 慎二	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		建築	五十嵐鈞有	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		行政	五十嵐穰治	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		法律・経済	岩佐 裕美	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		公衆衛生	細川久美子	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
福 井 県 建 築 士 審 査 会 S25. 12. 6 設置	知事の諮問に応じて、二級建築士または木造建築士に関する重要事項を調査審議し、および当該事項について関係行政庁に答申する。その他建築士法に基づく権限を行う。 〔建築士法第28条～33条〕	建 築 士	○宮本 正治	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	姉崎 哲也	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	田中 諭美	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	辻 明子	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	山中 邦一	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31

(注1) ○は会長

任 期：2年間

(注2) 福井県宅地建物取引業審議会は平成10年度をもって廃止された。

## 7 特定行政庁の所轄区域

建築基準法（昭和25年5月24日公布、昭和25年11月23日施行）

特定行政庁	建築 主事 人数	所管区域 コード 市町村名	面積		人口		人口 密度 (人/㎡)	世帯数		
			(km <sup>2</sup> )	対県 全体比 (%)	(人)	対県 全体比 (%)		(世帯)	対県 全体比 (%)	
県	福井土木	322 永平寺町	94.43	2.3	19,742	2.5	209.1	7,277	2.6	
		三国土木	208 あわら市	116.98	2.8	28,563	3.6	244.2	9,682	3.5
			210 坂井市	209.67	5.0	90,061	11.5	429.5	29,555	10.6
		小計	326.65	7.8	118,624	15.1	363.2	39,237	14.0	
	奥越土木	205 大野市	872.43	20.8	32,867	4.2	37.7	10,704	3.8	
		206 勝山市	253.88	6.1	23,926	3.1	94.2	7,664	2.7	
		小計	1,126.31	26.9	56,793	7.2	50.4	18,368	6.6	
	丹南土木	209 越前市	230.70	5.5	81,267	10.4	352.3	27,946	10.0	
		404 南越前町	343.69	8.2	10,706	1.4	31.2	3,333	1.2	
		382 池田町	194.65	4.6	2,594	0.3	13.3	890	0.3	
		小計	769.04	18.4	94,567	12.1	123.0	32,169	11.5	
	鯖江丹生土木部	207 鯖江市	84.59	2.0	68,395	8.7	808.5	22,540	8.1	
		423 越前町	153.15	3.7	21,358	2.7	139.5	6,559	2.3	
		小計	237.74	5.7	89,753	11.5	377.5	29,099	10.4	
	敦賀土木	202 敦賀市	251.39	6.0	65,755	8.4	261.6	26,468	9.5	
		501 若狭町の部	178.49	4.3	15,107	1.9	84.6	4,860	1.7	
		442 美浜町	152.35	3.6	9,806	1.3	64.4	3,903	1.4	
小計		582.23	13.9	90,668	11.6	155.7	35,231	12.6		
小浜土木	204 小浜市	233.09	5.6	29,513	3.8	126.6	11,259	4.0		
	501 若狭町の部	178.49	4.3	15,107	1.9	84.6	4,860	1.7		
	481 高浜町	72.40	1.7	10,556	1.3	145.8	4,196	1.5		
	483 おおい町	212.19	5.1	8,264	1.1	38.9	3,186	1.1		
	小計	696.17	16.6	63,440	8.1	91.1	23,501	8.4		
本庁2名	9名	16市町	3,654.08	87.2	518,480	66.2	141.9	180,022	64.3	
市	福井市	2名	201 福井市	536.41	12.8	264,902	33.8	493.8	99,746	35.7
合計	12名	17市町	4,190.49	100.0	783,382	100.0	186.9	279,768	100.0	

所轄区域：建築基準法施行細則第2条、福井県行政組織規則第177条による。

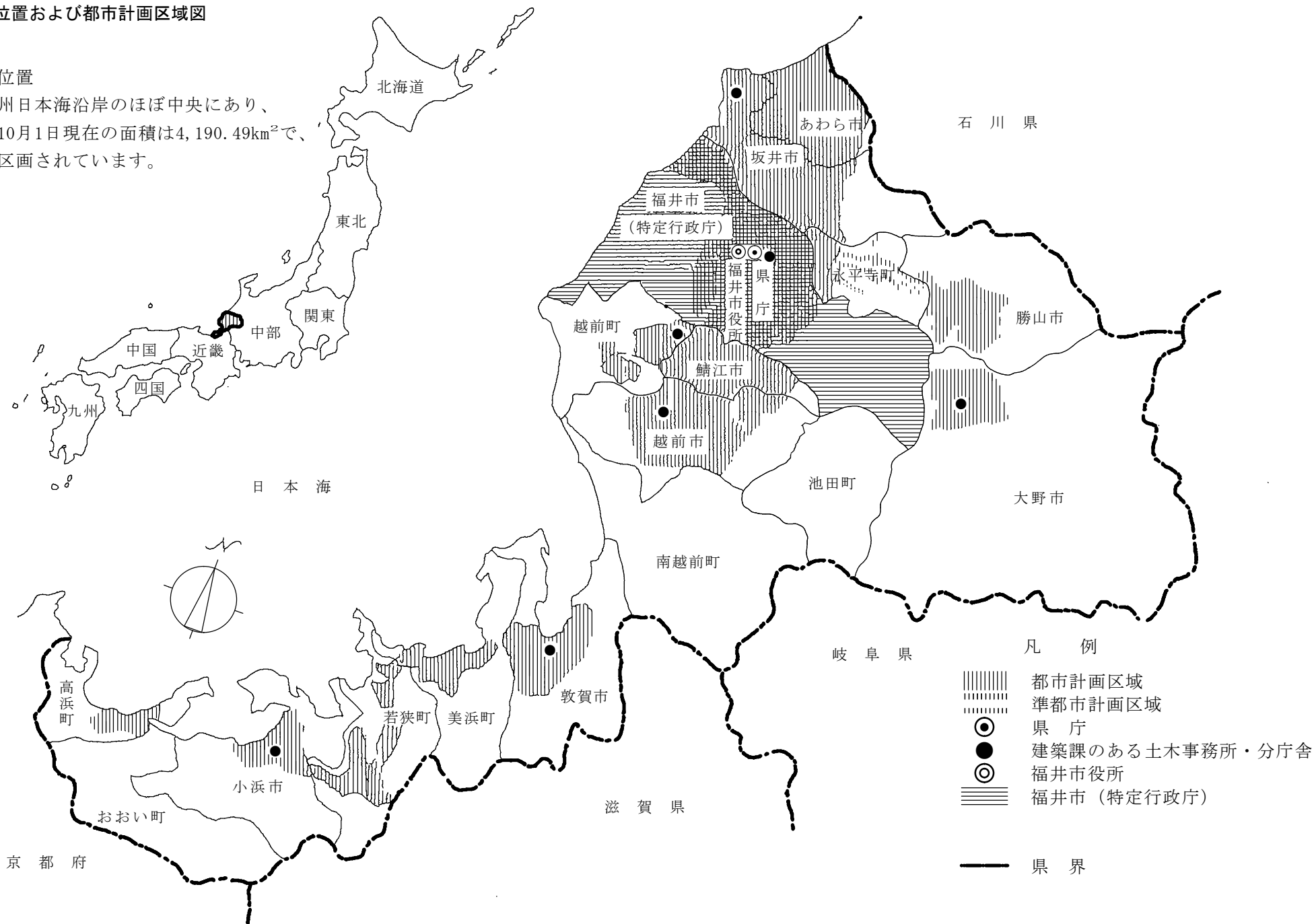
データの基準日と出典：面積は平成27年10月1日（国土交通省国土地理院、面積には湖沼の面積も含む）。

人口・世帯数は、平成28年4月1日（福井県総合政策部政策統計・情報課）。

## 8 福井県の位置および都市計画区域図

### 福井県の位置

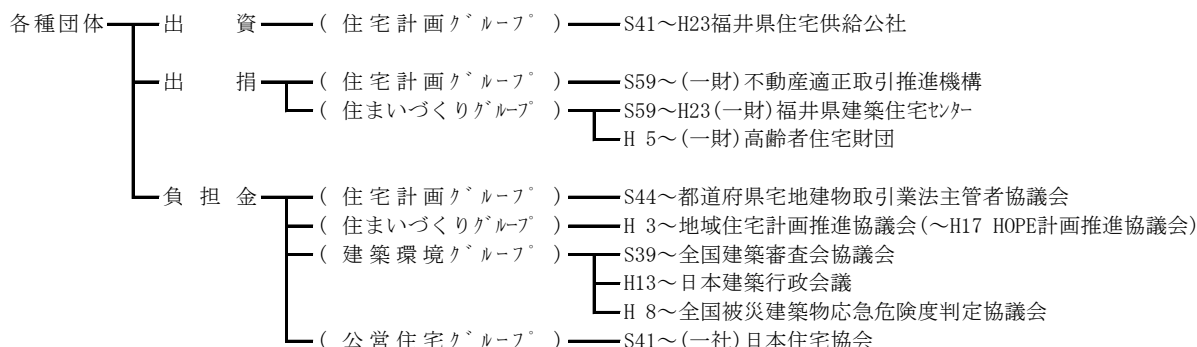
本県は本州日本海沿岸のほぼ中央にあり、平成27年10月1日現在の面積は4,190.49km<sup>2</sup>で、9市8町に区画されています。



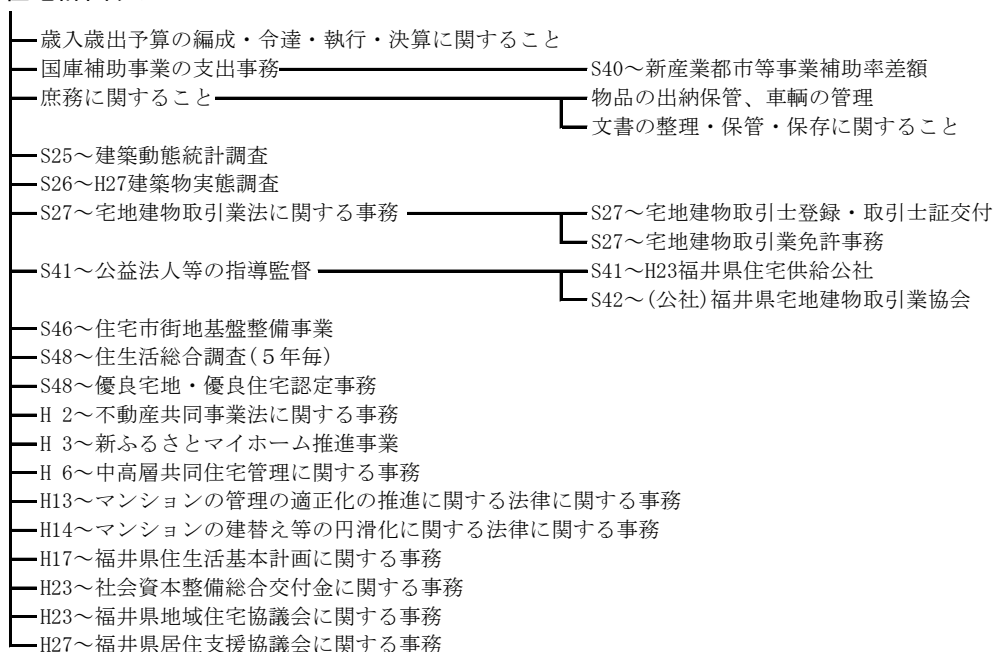
## II 所管事業の概要

### 1 建築住宅課の事業体系(グループ別)

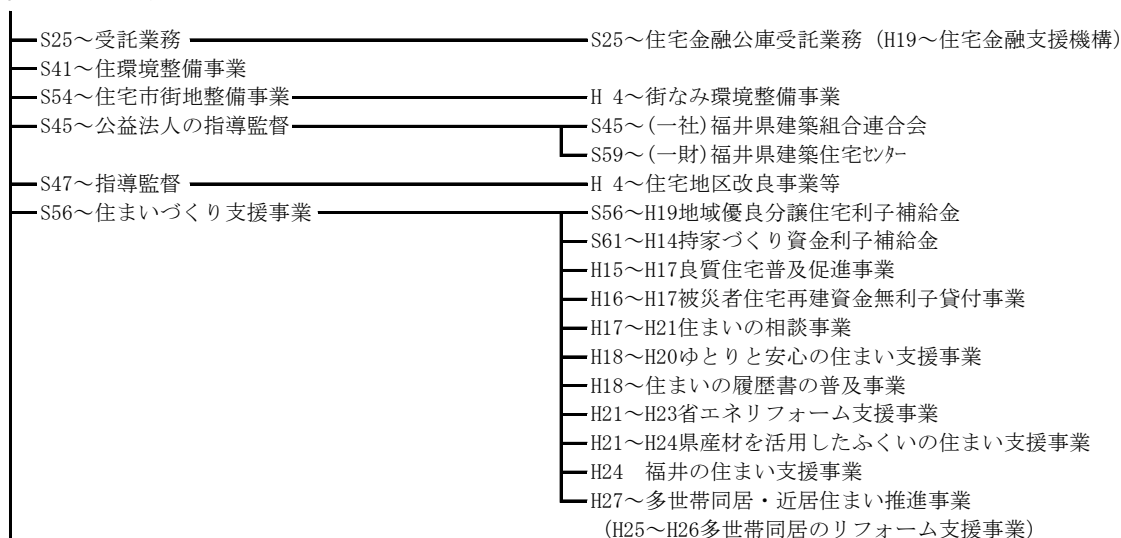
#### ☆共通

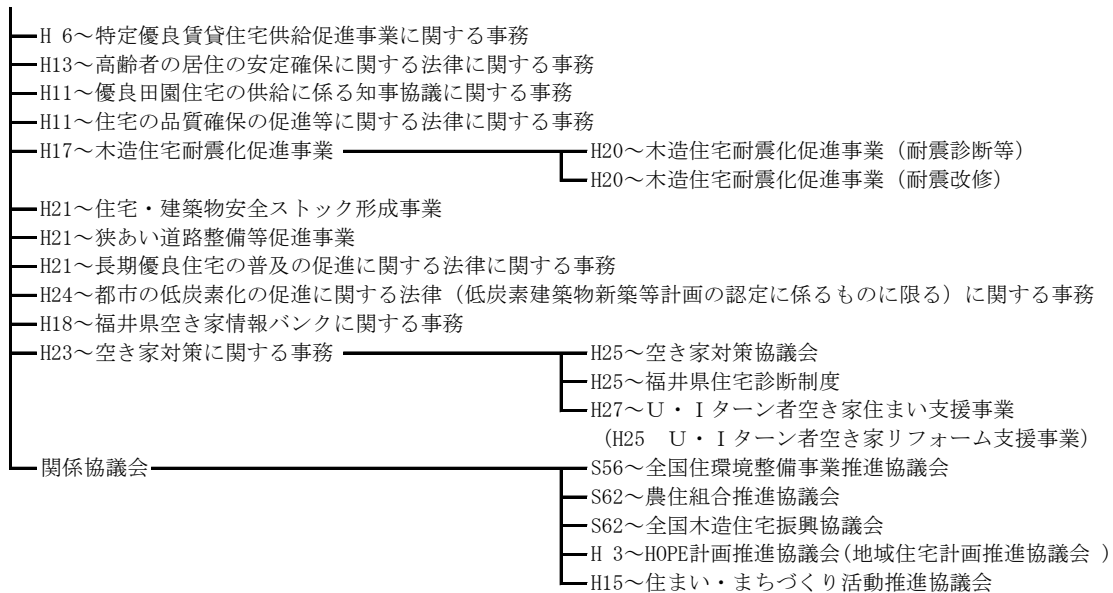


#### ☆住宅計画グループ

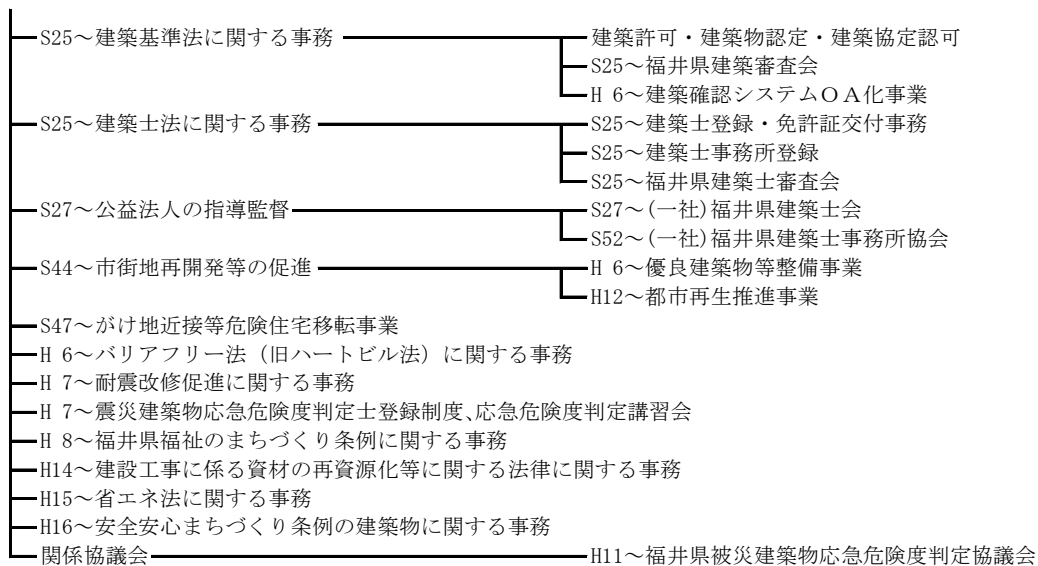


#### ☆住まいづくりグループ

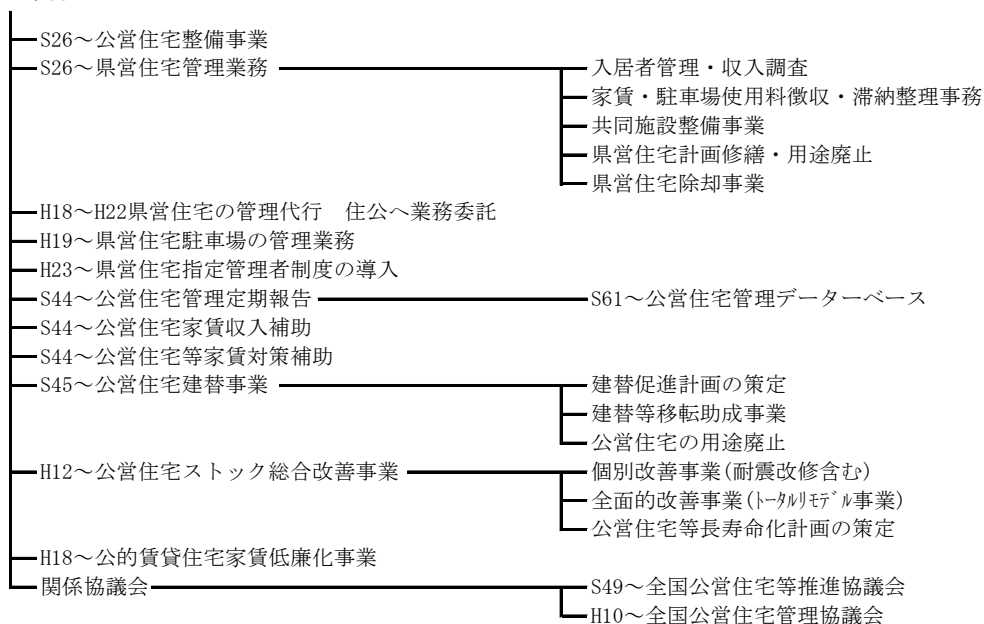




☆建築環境グループ



☆公営住宅グループ





## 2 建築行政の概要

### (1) 建築基準法の施行

#### ① 建築確認申請および建築許可等

法の施行に伴う事務には、建築物が法および関係法令に適合しているか否かを審査および検査する事務と、原則的に禁止されている事項の許可ならびに認定や道路位置指定等、法の運用上必要な業務がある。

この業務を行うため土木事務所に建築主事を置き、県が特定行政庁として確認・許可および認定等を行っている。なお、昭和53年度から福井市が特定行政庁として、同市管内の法の施行に関する業務を行っている。

また、平成16年5月10日から（一財）福井県建築住宅センターが知事指定の確認検査機関として、一定の区域、用途、規模を対象に確認検査業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 3・4 のとおり]

#### ② 特殊建築物等定期報告

建築物、昇降機、遊戯施設等の複雑化・高度化に伴い、建築物等の適正な維持保全により安全上、防災上および衛生上適切な性能を常時確保することが重要となってきた。平成20年度には、より適切な調査、検査が行われるよう建築基準法施行規則の一部が改正されるとともに、関係告示が整備されている。

なお、昭和61年度から、定期報告制度の事務の一部を（一財）福井県建築住宅センターに委託し、同制度の普及を図ってきたが、同事務に係る期間短縮を図り県民の利便性を向上するため、平成21年度から県（各土木事務所）が直接業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 5 のとおり]

#### ③ 建築動態統計調査および建築物実態調査

建築動態統計調査（建築着工統計・建築物滅失統計）は建築動態統計調査規則に基づくもので、建築物の着工状況や滅失状況を明らかにするため国土交通省からの委託を受け調査を行っている。

建築物実態調査は建築物の着工状況の実態を把握するために実施するもので、平成27年度まで国土交通省からの委託を受けて調査を行った。

[本業務の執行状況は資料 6 のとおり]

### (2) 建築士法の施行

建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的に一級建築士・二級建築士および木造建築士の制度が確立されている。

#### ① 建築士試験

建築士試験は、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士および木造建築士については知事がそれぞれ資格試験を実施しているが、一級建築士試験については昭和59年度から、二級建築士試験および木造建築士試験については、昭和61年度から試験の実施に関する事務を（公財）建築技術教育普及センターで行っている。

[本業務の執行状況は資料 9(1) のとおり]

#### ② 建築士免許の登録

建築士になろうとする者は、試験に合格後、建築士免許を受けなければならない。一級建築士免許の登録および免許証の交付は国土交通大臣が、二級建築士・木造建築

士免許の登録および免許証の交付は知事が行っている。

[本業務の施行状況は資料 9(2)のとおり]

### ③ 建築士事務所の登録

他人の求めに応じ報酬を得て設計・工事監理等を行うことを業としようとするときは、一級、二級または木造建築士事務所の登録を受けなければならない。また、この登録は5年ごとに更新しなければならない。

なお、登録業務については、平成6年度から各土木事務所で行っている。

[本業務の施行状況は資料 9(3)のとおり]

### (3) 都市再開発法による市街地再開発事業

低層の木造建築物等が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築および公園・街路等公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創ることが重要となってきた。このため、本事業を行う組合等に対し、国、県および市町が事業費の一部を補助している。

なお、本事業は平成21年度から都市計画課へ移管した。

[本業務の執行状況は資料 10のとおり]

### (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

#### (建築物におけるバリアフリー法)の施行

高齢者、障害者等の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図るため、不特定かつ多数の者が利用する建築物(特定建築物)の計画の認定事務や指導等を行っている。(平成18年12月に交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、新しくバリアフリー法として施行された。)

[本業務の執行状況は資料 11のとおり]

### (5) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の施行

エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、300㎡以上の一定の建築物(対象規模が2,000㎡以上のもの:第一種特定建築物、300㎡以上2,000㎡未満のもの:第二種特定建築物)に係る省エネルギー届出書のチェックや変更指示・勧告等を行っている。平成21年4月から、第一種特定建築物に加え、第二種特定建築物の届出をした者(住宅を除く)は維持保全の状況を3年毎に定期報告することが義務付けされた。

[本業務の執行状況は資料 12のとおり]

### (6) 福井県福祉のまちづくり条例の施行

「福井県福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者などを含む全ての人が、自らの意志で自由に行動し、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるために制定され、この条例による「特定施設新築等届出書」等の受付や、整備基準のチェック等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 13のとおり]

### (7) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の災害によって、建物が被害を受けたり貴重な人命が失われたりする事

故を防ぐため、がけ崩れにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転する者に対し、国と県および市町が事業費の一部を補助している。 [本業務の執行状況は資料 14 のとおり]

#### (8)安全安心まちづくり条例の建築物に関する事務

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、共同住宅を建築しようとする者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して意見を求めるよう助言し、その旨を警察署長に通知している。

#### (9)長期優良住宅の普及の促進等に関する法律の施行

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進するため、建築および維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定等を行っている。 [本業務の執行状況は資料 15 のとおり]

#### (10)租税特別措置法による優良宅地・優良住宅の認定事務

良好な宅地や住宅の円滑な供給を図る観点から、租税特別措置法において土地譲渡益重課の適用除外または特定長期譲渡所得課税の適用等優遇措置が定められている。この優良な住宅・宅地の供給に資するため、租税特別措置法に定める一定の基準に適合する宅地造成事業等について、その認定事務が宅地規模により知事または市町長に委ねられている。 [本業務の執行状況は資料 16 のとおり]

#### (11)宅地建物取引業法の施行

宅地建物の円滑適正な取引と購入者等の利益の確保を図るため、宅地建物取引業者の免許制度を実施し、業者の資質の向上と取引士の育成等の指導を行っている。また、一般県民に対しては関係機関と密接な連携を図り、誇大広告の取締りを実施して、宅地建物に関する知識等の周知を図っている。

[本業務の執行状況は資料 17 のとおり]

#### (12)都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）の施行

都市の低炭素化の促進を目的に、二酸化炭素の排出の抑制に資する措置の講じられた建築物の普及促進を図るため、建築物の低炭素化に資する建築物に関する低炭素建築物に関する低炭素建築物新築等計画の認定等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 18 のとおり]

#### (13)高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行

高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた、サービス付き高齢者向け住宅の登録等を行っている。 [本業務の執行状況は資料 19 のとおり]

### 3 住宅行政の概要

本県の住宅行政は、地域特性に配慮した持ち家住宅の普及促進、高齢社会を展望し社会資本としての良質住宅ストックの形成、安全で活力あるまちづくりの実現のため、種々の施策を推進している。

#### (1) 住宅・宅地マスタープラン改定

平成23年3月に改定された住生活基本計画（全国計画）に即し、また、本県の住宅・宅地事情やこれらを取り巻く今後の社会情勢を踏まえ、平成23年度に福井県住宅・宅地マスタープランの改定を行った。「ゆとりある豊かな住生活の実現～次世代につなぐふくいの住まい方～」を基本理念とし、「住まい」「まち並み」「住まい方」を共に学ぶ「住教育」を重視して、「家族」「地域」「世代」のつながりを活かした住生活の実現を目指している。

	基本目標	基本方向
1	(居住性) ふくらしい住まい	・ふくらしい住まいづくり ・地産地消の住まいづくり ・家族が支え合う住まいづくり
2	(社会性) 誇りと愛着が持てるまち並み	・美しいまち並みを育む住まいづくり ・地域の良さを活かしたまち並みづくり ・先人が築きあげた住まいやまち並みの保存・活用
3	(持続性) 持続可能な循環型社会	・地震に強い住まいづくり ・既存ストックの有効活用 ・環境にやさしい住まいづくり
4	(安定性) 誰にもやさしい住まい方	・高齢者等にやさしい住まいづくり ・地域で支え合う住まいづくり ・公的賃貸住宅の適切な供給

なお、本マスタープラン内にて、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「福井県高齢者居住安定確保計画」として位置付け、健康長寿な福井県にふさわしい、在宅で医療や介護を受けられることができるなどの居住環境を整えて、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会（エイジング・イン・プレイス）の実現を目指している。

#### (2) 住宅・土地統計調査

総務省は住宅および世帯の居住状況の実態を把握するため、5年毎に「住宅・土地統計調査」を実施している（平成20年10月1日実施、平成25年10月1日実施結果は平成27年度公表）。

県では、前述した「建築動態統計調査」、「建築物実態調査」と「住宅・土地統計調査」の結果を分析し、今後の住宅施策や住宅・宅地マスタープラン策定のための基礎資料としている。 [本業務の調査結果は資料21のとおり]

#### (3) 住まいづくり支援

ゆとりある住生活の実現と、福井に適合した快適で質の高い生活空間の整備を図るため、次の事業からなる「住まいづくり支援事業」を行う。

##### ① 住まいの相談事業補助金

県では、平成8年度から平成16年度にかけて「すまい情報センター」を公的住宅相談所として開設し、住宅の専門家が公正で中立的な立場から、住宅相談、住情報の

提供を行ってきた。平成17年度からは、(一財)福井県建築住宅センターが良質住宅の供給の促進と普及啓発を図ることを目的として実施する住まいの相談事業に対する補助制度に移行した。

平成21年度末をもって本補助制度を終了した。

## ② 木造住宅耐震診断促進事業（平成17年度～19年度）

平成17年度から木造住宅耐震診断士の登録制度を設けるとともに、木造住宅耐震診断士の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助する制度を開始した。市町が要する費用（1戸あたり27千円）の1/3（9千円）を補助する。

事業主体	市町
補助対象	自己が所有する昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅
耐震診断費用	1戸あたり30,000円（市町：27,000円 + 自己負担：3,000円）
市町に対する補助額	1戸あたり 国：13,500円、県：9,000円（市町負担4,500円）

一方、建築関係公益法人を主体に、福井県木造住宅耐震促進協議会（事務局：(一社)福井県建築士事務所協会）が設立され、木造住宅耐震診断士の養成講習会の開催、木造住宅耐震診断士の派遣などの事業を行っている。

平成19年度末をもって本事業は終了。平成20年度から木造住宅耐震化促進事業に制度拡充を行った。 [本業務の執行状況は資料22のとおり]

## ③ 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等、耐震改修）（平成20年度～）

平成20年度から、木造住宅耐震診断促進事業を制度拡充し、耐震診断に加えて、補強プラン作成、耐震改修にも支援を行う。平成23年度から、耐震改修について対象となる改修工事の基準を見直した。平成25年度には部分耐震改修に対する補助、平成27年度には伝統的な古民家の耐震改修に対する補助を拡充した。

### ア 耐震診断等（耐震診断・補強プラン）

耐震診断および補強プランの作成のために、耐震診断士(\*1)の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	30,856円/戸（市町27,771円+個人負担3,085円）
	財源内訳	国：13,885円 県：6,942円 市町：6,944円
補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	30,856円/戸（市町27,771円+個人負担3,085円）
	財源内訳	国：13,885円 県：6,942円 市町：6,944円

(\*1)福井県木造住宅耐震診断士

### イ 耐震改修（平成20年度～22年度）

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>診断の結果、上部構造評定が1.0未満（積雪を考慮した場合）の住宅</li> </ul>

対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事（積雪を考慮しない場合）</li> <li>ただし、積雪を考慮しない場合に上部構造評定1.0以上となる場合は、積雪を考慮した場合で、上部構造評定が1.0以上となる改修工事</li> <li>耐震診断士(*1)が補強計画を行い、協議会(*2)の判定を受けること</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

(\*1) 福井県木造住宅耐震診断士 (\*2) 福井県木造住宅耐震促進協議会

#### イ 耐震改修（平成23年度～24年度）

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅）</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行い、協議会の判定を受けること</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

#### イ 耐震改修（平成25年度～）

##### <全体改修>

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅）</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	①通常加算額：耐震改修に要する費用の23%以内（最大80万円）	
	②特別加算額：工事費用－①（最大30万円）	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

##### <伝統的な古民家の耐震改修>（平成27年度～）

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> </ul>

対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅)</li> <li>建設後50年が経過した住宅、または終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅。</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	①通常加算額：耐震改修に要する費用の23%以内(最大150万円)	
	②特別加算額：工事費用－①(最大30万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

### <部分改修>

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅)</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の上部構造評点を上回るもの</li> <li>特定居室の部分診断評点が1.5以上となり、基礎および床の仕様が要件を満たすもの</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内(最大30万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

[本業務の執行状況は資料 22 のとおり]

### ウ 建替(平成20年度)

耐震性の劣る住宅(\*3)を建替えて、一定の基準を満たす一戸建て木造住宅(在来工法)を建設される方に補助する。

区分	条 件		補助金額
	基 礎 要 件	上 質 要 件	
住宅の新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>一戸建て在来木造住宅</li> <li>年間所得1,200万円以下</li> <li>性能保証住宅</li> <li>下記の住宅性能表示基準相当劣化、ホルムアルデヒド…等級2 省エネルギー…等級3 高齢者等配慮…等級4</li> <li>県内産木材 40%以上</li> <li>住宅部分延床面積 55㎡以上</li> </ul>	克雪住宅 二世帯住宅 次世代断熱住宅  のいずれかの場合	80万円

(\*3)昭和56年5月以前に建設された住宅で耐震診断の結果、評点1.0未満と判定された

#### ④ 被災者住宅再建補助金

平成25年9月に発生した台風18号によって住宅が半壊、一部損壊または床下浸水の被害を受けた方の住宅再建を支援するため、市町が行う住宅再建の支援費用の3分の2を補助する制度を創設した。(平成25年度のみ)

事業主体	市町
対象とする住宅被害	半壊、一部損壊、床上浸水 ※全壊、大規模半壊は被災者生活再建支援制度の対象
補助対象経費	住宅の再建、補修に対する経費
補助限度額	・半壊・・・補助限度額200千円(対象経費×3/4) ・一部損壊・・・補助限度額100千円(対象経費×3/4) (負担割合:県2/3、市町1/3)

[本業務の執行状況は資料23のとおり]

#### ⑤ 県産材を活用したふくいの住まい支援事業

本制度は、県産材を活用し、かつ高断熱基準など一定の水準を満たす優良な在来木造住宅を新築または購入する者に対し補助を行うことにより、豊かさを実感できる住環境を実現することを目的とし、平成21年度に創設した。平成22年度、23年度、24年度に制度を改正した。なお、平成25年度からは、県産材活用課の所管事業となった。

##### 県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要(平成21年度)

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸建て在来木造住宅</li> <li>・年間所得1,200万円以下</li> <li>・住宅部分延床面積100㎡以上</li> <li>・日本住宅性能表示基準における省エネルギー対策等級断熱材…等級3 居室の開口部…等級4(ペアガラス等)</li> <li>・県内産木材40%以上</li> </ul>	敷地面積200㎡以上	50万円
	敷地面積200㎡未満	30万円

##### 県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要(平成22年4月～23年7月)

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税滞納が無いこと</li> <li>・一戸建て在来木造住宅</li> <li>・住宅部分延床面積100㎡以上</li> <li>・国の実施する住宅版エコポイント事業の対象住宅</li> <li>・県内産木材を40%以上または延床面積当たり0.09㎡以上使用</li> </ul>	敷地面積200㎡以上	30万円
	敷地面積200㎡未満	20万円

##### 県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要(平成23年8月～24年3月)

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税滞納が無いこと</li> <li>・一戸建て在来木造住宅</li> <li>・住宅部分延床面積100㎡以上</li> <li>・住宅性能表示 省エネ等級4以上の住宅</li> <li>・県内産木材を40%以上または延床面積当たり0.09㎡以上使用</li> </ul>	敷地面積200㎡以上	50万円
	敷地面積200㎡未満	30万円



県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要（平成24年4月～7月）

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税滞納が無いこと</li> <li>・ 一戸建て在来木造住宅</li> <li>・ 住宅部分延床面積 100㎡以上</li> <li>・ 国の実施する住宅版エコポイント事業の対象住宅</li> <li>・ 県内産木材を40%以上または延床面積当たり0.09m<sup>3</sup>以上使用</li> </ul>	敷地面積 200㎡以上	30万円
	敷地面積 200㎡未満	20万円

県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要（平成24年8月～25年3月）

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税滞納が無いこと</li> <li>・ 一戸建て在来木造住宅</li> <li>・ 住宅部分延床面積 100㎡以上</li> <li>・ 住宅性能表示 省エネ等級4以上の住宅</li> <li>・ 県内産木材を40%以上または延床面積当たり0.09m<sup>3</sup>以上使用</li> </ul>	敷地面積 200㎡以上	45万円
	敷地面積 200㎡未満	30万円

[本業務の執行状況は資料 24 のとおり]

⑥ 省エネリフォーム促進事業

本制度は、住宅の窓や壁等の断熱性能を高めるリフォームを喚起することで、地球温暖化対策の推進に加えて、地域経済の活性化を図ることを目的とし、平成21年度に創設した。ただし、平成22年度は、国の住宅版エコポイント制度の実施に伴い制度を改正し、さらに平成23年度にも制度の改正を行い、平成23年度末をもって本事業は終了した。

省エネリフォーム促進事業（平成22年度）

補助対象工事	補助金額 (補助対象工事費の1/3の金額)
<p>①省エネリフォーム工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持家住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上</li> <li>・ 1以上の居室にある外気に接するすべての窓等の断熱化（二重サッシ、複層ガラス等）</li> <li>・ 1以上のLED照明器具の取替え等</li> <li>・ 県内に本店を置く事業者が施行</li> <li>・ 工事費が20万円以上</li> </ul>	<p>上限額 20万円</p> <p>※平成22年度の補助金額は、住宅エコポイント(1ポイントを1円として換算)を含んだ額</p>
<p>②省エネリフォーム工事〔耐震改修と併せて行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①の工事に加え、耐震改修リフォームと併せて外壁等の断熱化を行う場合</li> </ul> <p>※耐震改修リフォーム：市町が実施する木造住宅耐震改修促進事業の規定による耐震改修工事</p>	<p>上限額 40万円</p> <p>※平成22年度の補助金額は、住宅エコポイント(1ポイントを1円として換算)を含んだ額</p>

省エネルギー促進事業（平成23年4月～7月）

補助対象工事	補助金額 (補助対象工事費の10%の金額)
<p>①省エネルギー工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持家住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上</li> <li>・県内に本店を置く事業者が施行</li> <li>・1以上の外気に接する窓の断熱化（住宅エコポイント対象工事）</li> <li>・窓の断熱化と併せて行う外壁の断熱改修、バリアフリー改修、環境対応型設備の設置（住宅エコポイント対象工事）および住宅環境性能向上工事</li> <li>・工事費が10万円以上</li> </ul>	<p>上限額 10万円</p>
<p>②省エネルギー工事〔耐震改修と併せて行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の工事に加え、耐震改修リフォームと併せて外壁等の断熱化を行う場合</li> <li>※耐震改修リフォーム：市町が実施する木造住宅耐震改修促進事業の規定による耐震改修工事</li> </ul>	<p>上限額 20万円</p>

省エネルギー促進事業（平成23年8月～24年3月）

補助対象工事	補助金額 (補助対象工事費の1/3の金額)
<p>①省エネルギー工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持家住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上</li> <li>・県内に本店を置く事業者が施行</li> <li>・窓の断熱改修（性能表示基準で等級4相当）</li> <li>・窓の断熱改修と同時に行うア～ウの内1つ以上の工事</li> <li>ア LED照明の設置工事</li> <li>イ 屋根もしくは天井、外壁または床の断熱性能を高める工事（性能表示基準で等級4相当）</li> <li>ウ 節水型トイレまたは高断熱浴槽の設置工事</li> <li>・工事費が10万円以上</li> </ul>	<p>上限額 20万円</p>
<p>②省エネルギー工事〔耐震改修と併せて行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の工事に加え、耐震改修リフォームと併せて外壁等の断熱化を行う場合</li> <li>※耐震改修リフォーム：市町が実施する木造住宅耐震改修促進事業の規定による耐震改修工事</li> </ul>	<p>上限額 40万円</p>

[本業務の執行状況は資料 25 のとおり]

⑦ 福井の住まい促進事業

県では、平成24年度に「ゆとり」「地産地消」「高齢者にやさしい」などの特徴を持つ住宅を「福井の住まい」として普及・促進を図ることを目的とし、一定の性能水準を満たす木造住宅の建設・展示会を開催する住宅に対して費用の一部を補助する事業を行った。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に自ら居住するために、在来軸組工法による一戸建ての造住宅を新築される方</li> <li>・当該年度の3月20日までに住宅展示会を完了することができる方</li> <li>・「福井の住まい」の普及啓発の促進に向けた取組みに協力できる方</li> </ul>
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅の認定を受けるもの</li> <li>・県内産木材を40%以上または延面積当たり0.09㎡以上使用するもの</li> <li>・高齢者等に対する措置として一定の基準を満たすもの。</li> <li>・屋根は瓦葺きであること</li> </ul>
補助金額	敷地面積が200㎡未満の場合：70万円 敷地面積が200㎡以上の場合：80万円

[本業務の執行状況は資料 26 のとおり]

### ⑧ 多世帯同居のリフォーム支援事業（平成25年度～平成26年度）

本制度は、福井県の住まい方の特徴である「多世帯同居」の推進を図ることを目的に、多世帯同居につながる既存住宅の改修工事に要する経費を補助する事業として平成25年度に創設した。

事業主体	市町
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県内に所在し、自ら居住している住宅の所有者</li> <li>・自ら居住するために所有する既存住宅を改修後に、直系親族の世帯数が1以上増加する者</li> </ul>
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世帯同居に必要となる工事で下記のア～エのいずれかに該当するもの</li> <li>ア 間取りの変更に関する工事</li> <li>イ バリアフリー改修工事</li> <li>ウ 設備の増設工事</li> <li>エ 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事</li> </ul>
補助金額	市町事業費の1/2（上限額 20万円/戸）

[本業務の執行状況は資料 27 のとおり]

### ⑨ 多世帯同居・近居住まい推進事業（平成27年度～）

平成27年度から、多世帯同居のリフォーム支援事業を拡充し、多世帯同居への補助に加えて、多世帯近居するための住宅取得に対し、その経費の一部を補助する。

#### <多世帯同居リフォーム支援>

多世帯同居リフォームの補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県内に所在し、自ら居住している住宅の所有者</li> <li>・自ら居住するために所有する既存住宅を改修後に、直系親族の世帯数が1以上増加する者</li> </ul>
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>多世帯同居に必要となる工事で下記のア～エのいずれかに該当するもの</li> <li>ア 間取りの変更に関する工事</li> <li>イ バリアフリー改修工事</li> <li>ウ 設備の改修工事</li> <li>エ その他関連工事</li> </ul>
補助金額	最大80万円
	財源内訳 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

### <多世帯近居住宅取得支援>

多世帯近居住宅取得の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
補助対象者	新たに近居するために住宅の建設または購入を行う者 (近居…直系親族の世帯が、同一小学校区または概ね5分圏内に別に居住すること)	
対象となる住宅	敷地面積200㎡以上の一戸建て住宅	
補助金額	最大50万円	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

[本業務の執行状況は資料 27 のとおり]

### (4)街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区形成のための事業である。

本県では、越前市京町地区において、寺社等歴史的資産を活かした生活空間の整備を平成4年度から平成10年度にかけて実施し、さらに、越前市蓬萊地区において蔵を活かした街なみの整備を平成7年度から平成14年度にかけて実施した。

また、坂井市三国町湊町地区において町家等を活かした街なみの整備を平成17年度から平成26年度にかけて実施し、大野市城下町地区では、碁盤目状の町割りや、伝統的な町家を活かした街なみの整備を平成17年度から平成26年度にかけて実施。

### (5)住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅および宅地の供給を促進するために昭和53年度に創設された制度で、国土交通省が定める一定規模以上の住宅建設事業もしくは宅地開発事業、団地の改善に関連して基盤整備が必要となる公共施設(道路・都市公園・下水道・河川等で国土交通省所管となるもの)について通常の国庫補助事業に加えて別枠で補助を行うものである。

[本業務の執行状況は資料 28 のとおり]

### (6)住宅地区改良事業

住宅地区改良法(昭和35年5月18日法律第84号)に基づき、国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除却するとともに、改良住宅を建設して居住者にこれを提供し、地区を整備することによって健全な住宅環境を形成するものである。

なお、この事業は原則として市町が施行し、県は事業の円滑な進捗を図るため指導ならびに技術援助を行う。

### (7)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の委託業務

住宅を建てたいが自力では建設するだけの資金を持たないものに対して長期かつ低利で建設資金を融資することを目的に、県では公庫と業務委託契約を結び、公庫の個人住宅をはじめ分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、中高層耐火住宅および雇用促進事業団融資住宅等の設計審査、現場審査等の事務を取扱ってきた。昭和56年4月から、福井市管内にかかる業務はすべて同市において取扱っている。

なお、平成19年4月1日に「独立行政法人住宅金融支援機構法」(平成17年7

月6日法律第82号)が施行され、「住宅金融公庫法」が廃止されたことに伴い、住宅金融公庫が解散され、その権利及び義務を引き継ぐ独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。

これまで、旧公庫の一般向け融資住宅の工事審査は、地方公共団体にすべて委託されてきたが、機構が引き継ぐ融資制度は今回大幅に縮小された。

業務委託契約については、旧公庫との契約を解除し、機構との間で新たに締結したが、委託内容は災害関連融資住宅に係る工事審査に限定される。

## (8) 地域優良賃貸住宅の供給促進

### ① 地域優良賃貸住宅（一般型）

賃貸住宅は、持家を取得する前の住宅として根強い需要がある。しかし、民間賃貸住宅には、居住環境の悪いものも少なくない。このため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、民間土地所有者等が良質な賃貸住宅を建設する場合に、建物の共同施設部分に補助し、さらに家賃対策を講じることにより、民間賃貸住宅の居住環境向上と、持家づくりのための資金づくりに寄与していく。

なお、平成19年9月にそれまでの「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」から、高齢者向け優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

### ② 地域優良賃貸住宅（高齢者型）

高齢社会において高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地所有者等による、バリアフリー基準を満たし、緊急時対応サービスを備えた高齢者向けの賃貸住宅整備を、国および地方公共団体の助成により推進する制度が、平成10年度に「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づく制度として創設された。県も平成12年度から平成24年度まで国の補助と併せて市町への補助を実施し、高齢者向けの住宅の供給促進を図った。平成13年度から「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく制度となり、平成19年9月から、特定優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

なお、平成23年4月に地域優良賃貸住宅制度を再編し、従来の「一般型」、「高齢者型」を一本化している。 [本業務の執行状況は資料 29 のとおり]

## (9) 市町営住宅等の指導監督

公営住宅法の規定に基づき、昭和32年から補助金の交付に関する事務が、大臣より知事に大幅に委任され、更に昭和33年から補助金等の交付申請の受理・審査および現地調査が委任された。これに伴い、市町営住宅の整備・管理の適正な遂行のための事務手続および指導監督を行っている。

[本業務の執行状況は資料 30・31 のとおり]

## (10) 県営住宅整備事業等

### ① 建替事業

#### [町屋・松本団地建替事業]

町屋団地は、昭和38年度から昭和60年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積4.3ha、住戸数655戸の大規模団地である。また、松本団地は、昭和27年度から昭和28年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積0.23ha、住戸数48戸の団地である。両団地については、老朽化が著しい建物や耐震性が劣ると診断された建物が多くあり、これらの再整備が重要な課題となってきた。このため、町屋団地の一部を除却し、松本団地を町屋団地に統合して、新たに

高層棟の整備を図ることとし、平成13年度から平成17年度にかけて、第1期の建設工事（SRC造14階建て95戸の高層棟2棟、集会所1棟）を行った。

なお整備にあたり、「1. 高齢者にやさしい」「2. 環境共生」「3. 地域に開かれた公営住宅」「4. 都心居住」を基本コンセプトとしている。

平成15年11月にA棟（95戸）、平成17年7月に集会所、平成18年3月にB棟（95戸）が完成した。

## ② 公営住宅ストック総合改善事業

### [全面的改善事業]

老朽化した県営住宅を全面的に改善することにより、建物の長寿命化および居住性・耐震性・住環境の向上を図り、既存ストックを有効に活用しながら、住宅に対する多様なニーズに即した住宅の供給を促進することを目的としている。

改善実績：平成20年度～21年度 杉の木台団地7号館（26戸）

平成22年度～23年度 杉の木台団地9号館（34戸）

平成24年度～25年度 杉の木台団地10号館（40戸）

### [安全性確保型]

阪神・淡路大震災においては公営住宅についても多数の住宅が被害を受けたことに鑑み、居住者の安全の確保、建築物等の被害の軽減の観点からできるだけ速やかに改修するため、既設県営住宅の耐震性能を確認し、耐震性能の劣る建物について所要の改修工事を行うこととした。

平成7年度から平成9年度の3箇年で、昭和56年6月改正の建築基準法による新耐震基準導入前に建設した中層耐火建築の住棟について、耐震診断と耐震補強計画を行った。この耐震診断結果に基づき、杉の木台団地12・13号館（平成10年度～12年度）、幾久団地2号館（平成11年度～12年度）、大安寺団地1号館（平成23年度）、大安寺団地2・3号館、下荒井団地1・2・3号館（平成24年度）、清水グリーンハイツ1・2・3・4・5・6・7号館（平成25年度）、杉の木台団地1・3・4・5・6号館（平成26年度）について耐震改修工事を行った。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、全団地に住宅用火災警報器を設置した（平成18年度～22年度）。

### [福祉対応型]

近年、平均寿命の伸長や出生率の低下等により、いまだかつて経験のない速さで高齢化が進行しており、今後、住宅施策においても急速に増加する高齢者の居住の安定を図ることが重要な課題となっている。これらのことから、平成13年度から中層耐火構造の住棟の1階部分を高齢者向け住宅に改善し、今後の高齢社会に対応した住宅を供給している（改善実績：53戸）。

また、既設県営住宅の共用階段に手摺りを設置した（平成15年度～16年度）。

### [居住性向上型]

屋根防水改修の際に断熱防水とし、断熱性能を高めて室内の結露を防止し冷暖房の効率を図ることにより、居住性の向上、環境への配慮を図っている（改修実績：20棟）。

### [長寿命化型]

外壁の劣化により、モルタルの剥離落下の危険性やひび割れ等による躯体の劣化を招いていることから、平成13年度から外壁の改修を行い良好な維持管理を図っている（改修実績：33棟）。

## (11) 県営住宅等の管理

住宅管理業務の主なものは、入退去、家賃決定・収納、維持修繕等である。

入居については、原則、空家になった住宅を公募し、公開抽選により入居者を決定している。また、住宅管理については、万全を期すために県営住宅管理人を設け、緊密な連絡を保ちながら住宅および共同施設の管理、環境を良好な状態にするよう入居者の指導、家賃の納付促進、入居者の状況把握を行っている。

福井市にある県営住宅の管理は、昭和59年度から福井県住宅供給公社に委託し、平成6年度からは修繕業務も併せて委託していた。平成17年6月の公営住宅法改正により、平成18年度からは福井県住宅供給公社へ管理代行していた。

平成23年度からは指定管理者制度を導入し、耐火構造の住宅について北部地域と南部地域に分けて2事業主体が管理している。なお、木造の住宅は、それぞれ所轄の土木事務所が管理している。 [本業務の執行状況は資料 32 のとおり]

## (12) 東日本大震災被災者住まい提供事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により福井県内に避難してきた被災者に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の応急仮設住宅として、福井県が民間賃貸住宅を借り上げた。

平成23年11月1日から平成23年12月28日まで入居募集を行い、合計42戸の民間賃貸住宅を借り上げた。（平成27年度末現在入居者数17戸）

## (13) 住教育推進事業

福井県の住環境は、三世帯同居が多く、一戸建率が高く、住宅の延べ面積が大きいなどの特長がある。このような福井の地域特性を活かしたより良い資産を次世代に残していくためには、県民一人ひとりが、住まいやまちづくりに関心を持ち、理解を深め、身近にできることから実践につなげていくことが重要である。今まで気付かなかった「住まい」「まち並み」「住まい方」の新たな価値を考え学ぶ「住教育」を推進し、地域への誇りと愛着を育み、ゆとりある豊かな住生活の実現を目指している。

具体的には、県内各市町からモデル地区を1地区ずつ選定し、住民参加型ワークショップを開催し、まち歩きや景観を演出する取組みを通じ、自分たちが住んでいる地域の良さを再認識してもらい、住環境をより良い形で次世代に継承する意識醸成を図っている。また、モデル地区の小学校において、伝統的な技術や道具に触れ、木の文化や住文化への関心を高めるため、宮大工や住文化専門家による体験講座を開催した。

[本業務の執行状況は資料 33 のとおり]

## (14) 空き家対策事業

福井県では、空き家の活用、危険な老朽空き家の発生の抑制・除却を図るため、次の施策を行っている。

### ① 福井県空き家対策協議会

福井県では、市町と連携し、増加している空き家問題への取組みとして、平成23年度に、「空き家問題に関する関係市町課長会議」を設置、平成24年度に「空き家対策市町連絡調整会議」を設置した。特に平成24年度には、市町による空き家の実態調査を行った。また、平成25年度からは関係団体を加えた「福井県空き家対策協議会」を設置し、市町の空き家対策への参考として、空き家所有者等の特定に関する検討や危険な空き家の判断基準の検討等について、「福井県空き家対策マニュアル（第1版）」として取りまとめた。さらに平成26年度には、行政代執行による事務手続きや法人破産における既存建築物への対応等について取りまとめ、「福井県空き

家対策マニュアル（第2版）」を策定した。

## ② ふくい空き家情報バンク

「空き家情報バンク」は、県内にある市場化されていない空き家のうち、賃貸借・売買可能なものについて、既存ストックの有効活用や定住促進施策に活用することを目的に、所有者の意向のもと市町のホームページ上で物件情報の公開を行うもので、平成18年度から実施している。平成26年7月時点で、全17市町の整備が完了し、県では各市町の空き家情報を「ふくい空き家情報バンク」として一元化し、県内外へ情報発信している。

## ③ 福井県住宅診断制度

福井県住宅診断制度は、県が登録した住宅診断士による中古住宅の診断を実施し、良好な中古住宅の流通促進を図ることを目的として、平成25年度から実施している。制度の運用は県と協定を締結した（一社）福井県建築士事務所協会が行っている。また、平成25～27年度については、住宅診断を実施し、「ふくい空き家情報バンク」へ登録する場合は、診断料の補助を行っている。

## ④ U・Iターン者空き家リフォーム支援事業（平成25年度）

福井県への定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図ることを目的に、空き家の改修工事を行うUターン者およびIターン者への補助を実施する市町に対し、その費用の一部を補助する事業として平成25年度に創設した。

事業主体	市町
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に福井県内に住所を有していない者</li> <li>・「ふくい空き家情報バンク」に登録されている物件を購入し居住するために改修する者で、当該物件の所有者と売買契約を締結している者</li> <li>・改修した空き家に5年以上居住する見込みのある者</li> </ul>
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事</li> <li>イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事</li> </ul> </li> <li>・福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事</li> </ul>
補助金額	市町事業費の1/2（上限額 10万円/戸）

[本業務の執行状況は資料34のとおり]

## ⑤ U・Iターン者空き家住まい支援事業（平成27年度～）

平成27年度からU・Iターン者空き家リフォーム支援事業を拡充し、リフォームの補助に加えて、Uターン者およびIターン者の空き家購入の補助をする市町に対し、その費用の一部を補助する。

<購入補助>

事業主体	市町
補助対象者	空き家を購入するU・Iターン者
補助対象住宅	U・Iターン者が居住するための「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅の購入費用
補助金額	上限額 50万円
	財源内訳 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内



<リフォーム補助>

事業主体	市町	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を購入または賃貸するU・Iターン者</li> <li>・U・Iターン者を賃貸で居住させる空き家所有者またはサブリース業者</li> </ul>	
補助対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの</li> <li style="padding-left: 20px;">ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事</li> <li style="padding-left: 20px;">イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事</li> <li>・福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事</li> </ul>	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

[本業務の執行状況は資料 34 のとおり]



## 参 考 資 料

1【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	28
2【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	29
3【建築確認、許可等取扱件数】	31
4【道路位置指定件数】	35
5【定期調査等の報告件数】	36
6【県下の着工建築物の状況】	37
7【建築協定認可一覧】	42
8【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	42
9【二級・木造建築士試験結果等】	43
10【市街地再開発事業実施状況】	44
11【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	45
12【省エネ法届出・受理件数】	45
13【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	46
14【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	47
15【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	48
16【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	48
17【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】	49
18【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】	50
19【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】	50
20【住宅政策の取り組み状況】	51
21【住宅・土地統計調査】	53
22【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	54
23【被災者住宅再建補助金の実績】	55
24【県産材を活用したふくいの住まい支援事業（新築）選定件数】	55
25【省エネリフォーム促進事業 実績戸数】	56
26【福井の住まい促進事業 実績戸数】	56
27【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】	56
28【住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】	57
29【地域優良賃貸住宅の建設戸数】	58
30【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	59
31【公営住宅等管理戸数】	59
32【県営住宅の管理戸数】	60
33【住教育推進事業 モデル地区実績】	61
34【U・Iターン者空き家住まい支援事業 実績戸数】	61
35【営繕工事】	62
36【県産品活用推進】	65



1【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】（事業別・年度別）

(1) 歳入

決算額または 予算額 (斜体で示す)

(単位：千円)

費目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料・手数料	608,734	610,239	615,635	584,445	582,486	581,066
┆ 使用料	513,505	524,716	517,055	502,967	505,437	506,955
┆ 手数料	95,229	85,523	98,580	81,478	77,049	74,111
国庫支出金	130,503	175,307	404,193	225,407	109,809	101,614
┆ 国庫補助金	129,942	174,753	403,015	224,853	109,255	101,164
┆ 委託金	561	554	1,178	554	554	450
繰入金	30,299	0	0	0	0	0
┆ 繰入金	30,299	0	0	0	0	0
寄附金	30,299	0	5,000	0	0	0
┆ 寄附金	30,299	0	5,000	0	0	0
財産収入	24,673	43,763	32,229	17,568	15,687	0
┆ 土地売却収入	6,798	43,763	32,229	17,568	15,687	0
┆ 残余財産収入	7,875	0	0	0	0	0
┆ 出資財産収入	10,000	0	0	0	0	0
諸収入	2,006	2,263	990	580	501	436
┆ 貸付金元利収入	0	0	0	0	0	0
┆ 受託事業収入	0	0	0	27	0	0
┆ 雑入	2,006	2,263	990	553	501	436
県債	152,000	180,000	0	162,000	112,000	94,000
┆ 県債	152,000	180,000	0	162,000	112,000	94,000
歳入計	893,243	1,011,572	1,058,047	990,000	820,483	777,116

手数料の証紙による収納額（平成27年度内訳）

費目	件数	金額	一件当たりの金額
09 建築確認申請	3,661	57,561,000	5,000 ~ 460,000
構造計算適合性判定	15	2,985,000	123,000 ~ 583,000
41 建築許可申請	35	2,609,000	30,000 ~ 180,000
11 建築士免許（二級・木造）	67	967,200	5,900、19,200
13 一級建築士事務所登録	152	2,280,000	15,000
二級・木造 //	73	730,000	10,000
15 宅地建物取引業者免許申請	63	2,079,000	33,000
19 // 取引士登録	98	3,626,000	37,000
21 // // 証交付	377	1,696,500	4,500
25 // // 登録移転	1	8,000	8,000
27 優良宅地造成認定申請	0	0	130,000 ~ 870,000
29 長期優良住宅	296	2,388,000	6,000 ~ 68,000
低炭素化建築物手数料	18	119,000	5,000、34,000
計	4,856	77,048,700	

(2) 歳出

決算額または 予算額 (斜体で示す)

(単位：千円)

費目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
土木管理費	294,541	342,172	302,265	61,417	60,824	89,875
建築指導費						
住宅費	175,937	178,119	171,837	175,197	174,692	170,520
住宅管理費						
住宅費	284,910	353,813	572,387	426,750	236,334	240,945
住宅建設費						
(公共事業)						
県営住宅建設費等	278,507	341,278	570,887	425,350	234,905	239,045
住宅供給公社関係費	0	0	0	0	0	0
その他	6,403	12,535	1,500	1,400	1,429	1,900
歳出計	755,388	874,104	1,046,489	663,364	471,850	501,340

## 2【出資・出捐・設立許可している公益法人等】

平成28年5月末現在

### 一般社団法人 福井県建築士会

〔昭和27年3月15日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市御幸3丁目10-15 建設会館2階

TEL：0776-24-8781

目 的：会員相互の信頼協力により、建築士の業務の進歩改善と品位の向上を図り建築文化の進展に資し、広く社会に貢献する。

役 員：30名（会長：歌門 敬二）

正会員：1,103名 準会員：1名 賛助会員：326名

### 一般社団法人 北陸住宅宅地経営協会

〔昭和42年3月15日設立許可、平成25年5月21日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市順化1丁目21-19

TEL：0776-22-7017

目 的：住宅・宅地の円滑な供給を図るための政策活動、社会福祉増進に寄与するための住宅・宅地制度の普及活動、住宅宅地供給事業の環境改善を図るための調査・研究活動を推進する。

役 員：7名（理事長：瀧波 成嘉）

正会員：6名 賛助会員：1名

### 公益社団法人 福井県宅地建物取引業協会

〔昭和42年4月3日設立許可、平成25年4月1日公益社団法人へ移行〕

住 所：福井市宝永4丁目4-3 不動産会館

TEL：0776-24-0680

目 的：会員の品位及び資質の向上並びに会員相互の緊密な結合及び自律を図り、取引の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する業務を行い、本業全般の社会的・経済的水準を高め、もって公共の福祉の増進に寄与する。

役 員：20名（会長：加藤 信一）

正会員：479名

### 一般社団法人 福井県建築組合連合会

〔昭和45年6月15日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行〕

住 所：福井市日之出5丁目4-7 建築会館1階

TEL：0776-54-2615

目 的：会員の協力によって、建築技術者の業務の進歩改善に品位の保持向上を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与する。

役 員：21名（監事4名含む）（会長：林 和夫）

正会員：2,708名

### 一般社団法人 福井県建築士事務所協会

〔昭和52年6月16日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市日之出5丁目4-7 建築会館3階

TEL：0776-54-1552

目 的：建築士事務所の業務の適正な運営と、健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与する。

役 員：14名（会長：櫻川 幸夫）

正会員：241名 協力会員：92名

### 一般財団法人 福井県建築住宅センター

〔昭和59年11月22日設立許可、平成23年11月22日一般財団法人へ移行〕

住 所：福井市御幸3丁目10-15 建設会館3階

TEL：0776-23-0457

目 的：住宅需要者の保護、建築物の防災対策の推進および建築関連業界の健全な発展を図る。

役 員：8名（評議員4名含む）（理事長：五十嵐 穠治）

**一般財団法人 不動産適正取引推進機構**

[昭和59年4月12日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行]

住 所：東京都港区虎ノ門3丁目8-21

TEL：03-3435-8111

目 的：不動産取引をめぐる紛争を未然に防止し、適正かつ迅速な処理を推進して消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与する。

役 員：15名（理事長：板倉 英則）

出 捐：福井県 1,000千円(0.1%) 基本財産：700,000千円

**一般財団法人 建築コスト管理システム研究所**

[平成4年9月28日設立許可、平成24年4月1日一般財団法人へ移行]

住 所：東京都港区西新橋3丁目25-33 NP御成門ビル5階

TEL：03-3434-1530

目 的：公共建築物のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究、開発等を行い、公共建築物のコスト管理システムの近代化を推進することにより、社会基盤として質の高い建築物の整備及び建築技術の向上に資する。

役 員：13名（監事2名含む）（理事長：春田 浩司）

**一般財団法人 高齢者住宅財団**

[平成5年3月31日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行]

住 所：東京都中央区八丁堀2丁目20-9

TEL：03-3206-6437

目 的：高齢社会に対応した住宅・生活関連サービス等に関する調査・研究と事業化を支援し、住生活の安定・向上と福祉の増進に寄与する。

役 員：10名（理事長：高橋 紘士）

出 捐：福井県 5,000千円(0.2%) 61公的団体 企業70社 基本財産：317,250千円

### 3【建築確認、許可等取扱件数】

#### (1) 確認申請等取扱件数（平成27年度）

		確認申請		計画通知		合計		中間検査		
		確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	受理件数	交付件数	
法6条153号	土木事務所	福井	7	4	1	1	8	5	0	0
		三国	59	58	2	5	61	63	7	7
		奥越	21	19	0	1	21	20	7	7
		丹南	51	46	2	3	54	49	16	16
		鯖丹	40	34	1	0	41	34	15	15
		敦賀	44	36	2	2	46	38	13	13
		小浜	42	29	0	0	42	29	4	4
	福井県小計	264	226	8	12	273	238	62	62	
	福井市	102	81	13	20	115	101	17	17	
	指定確認検査機関	292	231	0	0	292	231	63	63	
合計	658	538	21	32	680	570	142	142		
法6条4号	土木事務所	福井	26	23	0	0	26	23		
		三国	207	199	4	1	211	200		
		奥越	144	137	0	0	144	137		
		丹南	357	323	1	2	358	325		
		鯖丹	338	286	2	1	340	287		
		敦賀	300	261	3	1	303	262		
		小浜	148	129	2	1	150	130		
	福井県小計	1,520	1,358	12	6	1,532	1,364			
	福井市	255	228	14	16	269	244			
	指定確認検査機関	1,586	1,353	0	0	1,586	1,353			
合計	3,361	2,939	26	22	3,387	2,961				
建築設備	土木事務所	福井	1	0	0	0	1	0		
		三国	9	9	1	1	10	10		
		奥越	4	4	0	0	4	4		
		丹南	9	6	4	3	13	9		
		鯖丹	5	4	0	0	5	4		
		敦賀	3	5	0	0	3	5		
		小浜	4	2	0	0	4	2		
	福井県小計	35	30	5	4	40	34			
	福井市	10	12	4	3	14	15			
	指定確認検査機関	53	45	0	0	53	45			
合計	98	87	9	7	107	94				
工作物	土木事務所	福井	0	0	0	0	0	0		
		三国	8	6	1	0	9	6		
		奥越	3	3	0	0	3	3		
		丹南	12	6	1	1	13	7		
		鯖丹	3	4	0	0	3	4		
		敦賀	16	10	0	0	16	10		
		小浜	12	9	0	0	12	9		
	福井県小計	54	38	2	1	56	39			
	福井市	29	47	6	3	35	50			
	指定確認検査機関	51	17	0	0	51	17			
合計	134	102	8	4	142	106				
計	土木事務所	福井	34	27	1	1	35	28	0	0
		三国	283	272	8	7	291	279	7	7
		奥越	172	163	0	1	172	164	7	7
		丹南	429	381	8	9	437	390	16	16
		鯖丹	386	328	3	1	389	329	15	15
		敦賀	363	312	5	3	368	315	13	13
		小浜	206	169	2	1	208	170	4	4
	福井県小計	1,873	1,652	27	23	1,900	1,675	62	62	
	福井市	396	368	37	42	433	410	17	17	
	指定確認検査機関	1,982	1,646	0	0	1,982	1,646	63	63	
合計	4,251	3,666	64	65	4,315	3,731	142	142		

\* 確認済証交付件数には計画変更分を含む



(2) 許可等申請取扱件数 (平成27年度)

土木	許可等申請取扱総件数の内訳																					
	許可等申請取扱件数	法第7条の6第1項	法第18条第22項	法第43条第1項	法第44条第1項	法第48条							法第51条	法第52条	法第53条 第4項 第5項	法第53条の2 第2項	法第55条 第1号 第2号 第3項	法第56条の2	法第59条の2	法第68条 第3・4項	法第85条 第5項	法第86条の8
						第1・2項	第3・4項	第5・7項	第8項	第9項	第10項	第11項										
福井	10		5																		5	
三国																						
奥越																						
丹南	6		1								2										3	
鯖丹	2		1																		1	
敦賀	6		4																		2	
小浜	12	2	3			1															6	
合計	36	2	14			1					2										17	
不許可件数(取下含む)																						
福井																						
三国																						
奥越																						
丹南																						
鯖丹																						
敦賀																						
小浜																						
合計																						
許可手数料 単位千円																						
福井	525		165																		360	
三国																						
奥越																						
丹南	623		33								320										270	
鯖丹	63		33																		30	
敦賀	372		132																		240	
小浜	1,059	240	99			180															540	
合計	2,642	240	462			180					320										1,440	

\* 許可等件数には前年度受付分を含む

(3) 確認申請件数及び手数料の推移

受付場所	年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度			計
						確認	中間	完了	
確認等申請受付件数	福井土木事務所	100	105	85	52	39		28	67
	三国 "	572	503	610	536	294	7	279	580
	奥越 "	475	436	503	416	180	7	164	351
	丹南土木事務所	804	747	879	763	432	16	386	834
	鯖江丹生土木部	804	944	937	846	403	15	340	758
	敦賀土木事務所	832	819	877	672	371	13	318	702
	小浜 "	459	446	472	412	210	4	176	390
	(件) 合計		4,046	4,000	4,363	3,697	1,929	62	1,691
確認等手数料	福井土木事務所	2,650.0	1,524.0	1,497.0	662.0	702		482	1,184
	三国 "	11,325.0	11,329.0	11,714.0	12,222.0	4,655	271	4,745	9,671
	奥越 "	8,754.0	6,920.0	8,434.0	6,411.0	2,812	270	2,795	5,877
	丹南土木事務所	14,606.0	13,662.5	16,739.0	14,095.0	6,789	579	6,551	13,919
	鯖江丹生土木部	13,605.0	14,947.5	17,014.0	13,695.0	6,788	367	5,962	13,117
	敦賀土木事務所	16,339.5	14,415.5	16,322.5	11,327.0	5,542	511	5,115	11,168
	小浜 "	9,685.0	7,211.0	7,469.0	7,872.0	2,744	106	2,760	5,610
	(千円) 合計		76,965	70,010	79,190	66,284	30,032	2,104	28,410

注1) 平成11年度より建築確認申請、完了検査申請に分かれている。

(建築確認申請には計画変更確認申請を含む。)

注2) 平成19年度より構造計算適合性判定料を含む。

(4) 違反建築物取扱件数

A. 処分件数 (平成27年度)

	違反建築物件数				法9条1項により 命令を出した件数	法9条7項により 命令を出した件数	法9条10項により 命令を出した件数	是正された件数	法9条12項による 手続きをとった件数			告発件数
	法9条により 命令を出した件数	行政指導をした 建築物数	計	戒告					代執行命令書 の交付	代執行の実行		
福井土木事務所												
三国 "		3	3				3					
奥越 "		9	9				2					
丹南土木事務所		1	1				1					
鯖江丹生土木部		1	1									
敦賀土木事務所		2	2				2					
小浜 "		4	4				3					
合計		20	20				11					

B. 違反事項別（平成27年度）

違反該当条項 および違反事項	違反建築物件数							法第9条による 命令を出した件数							是正された件数									
	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計
[法6条] 確認申請手続き							2	2															2	2
[法22条] 22条区域における屋根及 び外壁の不燃																								
[法35条] 避難施設等																								
[法35条の2] 内装制限																								
[法27条、法36条] 耐火構造、防火構造等																								
[法20条、法36条] 構造耐力上の規定																								
[法43条] 敷地等と道路の関係																								
[法44条] 道路内の建築制限	1							1									1							1
[法45条] 私道の変更または廃止の 制限																								
[法48条] 用途地域内の建築制限	1			1				2									1							1
[法52条] 容積率制限																								
[法53条] 建ぺい率制限																								
[法54条] 第一、二種低層住専内に おける外壁の後退距離																								
[法55条] 第一、二種低層住専内の 絶対高さ制限																								
[法56条1項1号] 道路斜線制限																								
[法56条1項2号] 隣地斜線制限																								
[法56条1項3号] 北側斜線制限																								
[法56条の2] 日影による中高層の建築 物の高さの制限																								
[法58条] 高度利用地区の高さ制限																								
[法61条、法62条] 防火地域及び準防火地域 内の建築物の構造																								
その他	1	9	1			2	2	15									1	2	1			2	1	7
合 計	3	9	1	1	2	4		20									3	2	1			2	3	11

## (5) 既存不適格建築物取扱件数（平成27年度）

	法第10条により 命令した 建築物件数	既存不適格 建築物件数	是正された件数	告発件数
福井土木事務所				
三国 "				
奥越 "				
丹南土木事務所				
鯖江丹生土木部				
敦賀土木事務所				
小浜 "				
合 計	0	0	0	0

## 4 【道路位置指定件数】

(道路延長：m)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長
福井土木事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三国 "	3	1,166	2	238	2	1,951	8	6,148	2	85
奥越 "	2	122	0	0	4	284	1	29	1	54
丹南土木事務所	3	134	5	295	3	141	2	62	3	218
鯖江丹生土木部	6	436	2	95	6	343	8	384	6	391
敦賀土木事務所	9	484	5	296	2	76	7	404	7	377
小浜 "	4	140	3	110	4	171	4	208	3	130
合 計	27	2,482	17	1,034	21	2,966	30	7,235	22	1,255

## 5【定期調査等の報告件数】（平成27年度）

		特殊建築物	昇降機等	特殊建築物 の建築設備
法第12条第1項 又は第3項により 調査又は検査され るべき件数	福井土木事務所	26	70	82
	三国 "	211	331	542
	奥越 "	104	120	365
	丹南土木事務所	159	289	442
	鯖江丹生土木部	180	265	505
	敦賀土木事務所	208	350	505
	小浜 "	167	191	490
	合 計	1,055	1,616	2,931
法第12条第1項 又は第3項による 報告件数	福井土木事務所	12	66	43
	三国 "	145	323	411
	奥越 "	79	114	239
	丹南土木事務所	120	266	315
	鯖江丹生土木部	135	251	358
	敦賀土木事務所	110	338	76
	小浜 "	113	186	366
	合 計	714	1,544	1,808
定期調査等の結果 是正措置を講ずる 必要があると判明 した件数	福井土木事務所	7	0	27
	三国 "	68	7	123
	奥越 "	39	3	72
	丹南土木事務所	48	1	95
	鯖江丹生土木部	121	2	80
	敦賀土木事務所	15	0	16
	小浜 "	67	2	128
	合 計	365	15	541

## 6【県下の着工建築物の状況】（建築動態統計調査より）

### (1) 建築物着工床面積（市郡部別）

#### A. 年別（平成23年～27年）

（単位：㎡）

年		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
市郡部						
	福井市	301,974	302,509	381,647	270,364	273,182
	敦賀市	87,384	80,132	89,315	41,178	75,265
	小浜市	26,518	26,366	25,391	32,237	22,294
	大野市	45,105	28,125	32,195	24,106	23,218
	勝山市	13,831	18,804	15,405	18,781	10,756
	鯖江市	65,046	63,003	72,605	57,229	72,674
	あわら市	40,435	28,292	36,505	42,929	36,036
	越前市	73,991	69,970	95,279	118,211	107,650
	坂井市	96,141	113,916	108,535	85,577	109,307
	市部計	750,425	731,117	856,877	690,612	730,382
	郡部計	103,750	109,701	95,803	147,287	86,124
	総計	854,175	840,818	952,680	837,899	816,506

#### B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：㎡）

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市郡部						
	福井市	290,996	297,229	379,741	274,030	275,348
	敦賀市	92,259	78,666	74,163	42,311	73,548
	小浜市	24,592	26,977	24,919	36,235	18,241
	大野市	42,606	38,603	23,142	23,771	23,537
	勝山市	19,567	12,315	15,121	18,944	10,302
	鯖江市	62,821	61,479	71,275	62,999	67,186
	あわら市	34,863	35,017	40,753	34,701	31,566
	越前市	71,103	71,942	94,757	115,914	109,656
	坂井市	92,797	121,176	108,306	91,879	98,486
	市部計	731,604	743,404	832,177	700,784	707,870
	郡部計	123,854	81,002	94,687	155,945	75,064
	総計	855,458	824,406	926,864	856,729	782,934

### (2) 建築物着工床面積（構造別）

#### A. 年別（平成23年～27年）

（単位：㎡）

年		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
構造						
	木造	435,927	426,553	523,201	402,862	419,523
	SRC造	1,333	9,681	46,585	88,184	9,980
	RC造	98,233	62,947	37,814	30,549	33,975
	S造	312,514	332,506	323,364	310,224	346,951
	CB造	142	75	118	181	137
	その他	6,026	9,056	21,598	5,899	5,940
	総計	854,175	840,818	952,680	837,899	816,506

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
木造	422,058	443,858	517,505	405,113	423,625
SRC造	1,783	8,182	46,487	88,106	9,980
RC造	94,639	27,305	39,342	32,250	33,613
S造	331,264	335,514	301,996	324,801	310,386
CB造	101	102	91	241	88
その他	5,613	9,445	21,443	6,218	5,242
総計	855,458	824,406	926,864	856,729	782,934

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## (3) 新設住宅着工戸数（市郡部別）

## A. 年別（平成23年～27年）

（単位：戸）

年 市郡部	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
福井市	1,595	1,580	1,936	1,481	1,420
敦賀市	560	363	431	287	294
小浜市	85	87	168	140	144
大野市	117	100	100	103	70
勝山市	86	44	93	66	45
鯖江市	362	349	436	351	416
あわら市	102	132	119	95	80
越前市	353	301	388	392	573
坂井市	443	366	475	350	471
市部計	3,703	3,322	4,146	3,265	3,513
郡部計	309	292	293	230	398
総計	4,012	3,614	4,439	3,495	3,911

## B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：戸）

年度 市郡部	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
福井市	1,335	1,621	1,927	1,391	1,574
敦賀市	515	394	364	312	280
小浜市	81	105	158	145	148
大野市	106	103	105	106	63
勝山市	80	42	97	61	46
鯖江市	320	398	426	359	409
あわら市	119	120	122	95	78
越前市	315	300	406	378	608
坂井市	397	411	442	402	424
市部計	3,268	3,494	4,047	3,249	3,630
郡部計	311	309	287	299	338
総計	3,579	3,803	4,334	3,548	3,968

## (4)新設住宅着工戸数（構造別・建方別）

## A. 年別（平成23年～27年）

（単位：戸）

構造・建方		年				
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
木造	一戸建・長屋建	3,020	2,925	3,561	2,808	3,009
	共同	81	53	68	58	156
SRC造	一戸建・長屋建	1	2	0	2	2
	共同	0	58	89	0	0
RC造	一戸建・長屋建	15	17	7	3	2
	共同	291	63	196	96	140
S造	一戸建・長屋建	341	378	434	357	311
	共同	259	116	75	165	291
CB造	一戸建・長屋建	0	0	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	4	2	9	6	0
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,381	3,324	4,011	3,176	3,324
	共同	631	290	428	319	587

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：戸）

構造・建方		年度				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
木造	一戸建・長屋建	2,871	3,109	3,498	2,825	3,033
	共同	83	51	64	92	106
SRC造	一戸建・長屋建	1	2	0	2	2
	共同	0	58	89	0	0
RC造	一戸建・長屋建	13	17	5	3	2
	共同	83	87	182	86	183
S造	一戸建・長屋建	347	400	400	341	316
	共同	176	76	89	193	326
CB造	一戸建・長屋建	0	0	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	5	3	7	6	0
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,237	3,531	3,910	3,177	3,353
	共同	342	272	424	371	615

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造



## (5)住宅着工戸数（工事別・新築、増築、改築別）

## A. 年別（平成23年～27年）

（単位：戸）

工事種別		年				
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
新設	新築	3,737	3,445	4,165	3,358	3,776
	増築	272	166	269	129	133
	改築	3	3	5	8	2
	計	4,012	3,614	4,439	3,495	3,911
その他	増築	371	382	527	375	417
	改築	4	0	2	0	0
	計	375	382	529	375	417
総計	新築	3,737	3,445	4,165	3,358	3,776
	増築	643	548	796	504	550
	改築	7	3	7	8	2
	計	4,387	3,996	4,968	3,870	4,328

## B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：戸）

工事種別		年度				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新設	新築	3,394	3,635	4,075	3,402	3,840
	増築	183	165	254	137	126
	改築	2	3	5	9	2
	計	3,579	3,803	4,334	3,548	3,968
その他	増築	366	402	527	379	429
	改築	3	0	2	0	0
	計	369	402	529	379	429
総計	新築	3,394	3,635	4,075	3,402	3,840
	増築	549	567	781	516	555
	改築	5	3	7	9	2
	計	3,948	4,205	4,863	3,927	4,397

## (6)新設住宅着工戸数（利用関係別）

## A. 年別（平成23年～27年）

（単位：戸）

年 利用関係	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
持家	2,369	2,376	3,073	2,213	2,330
貸家	1,284	880	925	940	1,202
給与住宅	65	6	7	19	5
分譲住宅	294	352	434	323	374
総計	4,012	3,614	4,439	3,495	3,911

## B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：戸）

年度 利用関係	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
持家	2,305	2,525	2,993	2,233	2,365
貸家	946	919	917	966	1,199
給与住宅	65	6	7	20	6
分譲住宅	263	353	417	329	398
総計	3,579	3,803	4,334	3,548	3,968

## (7)災害建築物床面積（構造別）

## A. 年別（平成23年～27年）

（単位：㎡）

年 構造	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
木造	6,332	8,371	2,440	2,046	10,084
非木造	1,145	3,306	330	32	2,726
総計	7,477	11,677	2,770	2,078	12,810

## B. 年度別（平成23年度～27年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
木造	6,107	4,732	2,896	2,784	9,996
非木造	430	3,415	83	81	3,512
総計	6,537	8,147	2,979	2,865	13,508

## 7 【建築協定認可一覧】

平成28年3月末現在

市町	地区名	所在地	認可年月日	公告年月日	有効期限の末日	自動更新規定の有無※	面積(m <sup>2</sup> )	協定のねらい
越前市 (旧武生市)	武生問屋団地	矢放町、小野谷町	H2. 2. 13	H2. 2. 13	H32. 2. 12	無	84,229.00	卸売り団地としての利便を図る
越前町 (旧宮崎村)	上野台	江波	H9. 12. 19	H9. 12. 24	H29. 12. 23	有 (10年間)	27,401.00	住宅地としての環境を高度に維持増進する目的
坂井市 (旧坂井町)	相生区	下兵庫	H13. 1. 26	H13. 1. 26	H33. 1. 25	有 (10年間)	22,050.61	住宅地としての良好な環境を維持増進する目的
越前市 (旧武生市)	日野見台	帆山町	H17. 3. 10	H17. 3. 18	H37. 3. 17	有 (10年間)	15,723.06	住宅地としての環境を高度に維持増進する目的

失効分は除く

※ ( ) 内は有の場合の延長年数

## 8 【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数
福井土木	93	29	63	20	71	43	41	3	61	0
三国土木	325	63	337	12	357	30	292	54	317	41
奥越土木	284	141	376	118	291	218	204	190	230	212
丹南土木	235	194	282	232	294	289	272	192	279	176
鯖丹土木	316	11	246	42	323	10	171	102	216	45
敦賀土木	235	67	248	34	255	63	209	89	249	39
小浜土木	210	28	227	71	195	101	191	25	178	77
合計	1,698	533	1,779	529	1,786	754	1,380	655	1,530	590

届出件数には変更分を含む

## 9 【二級・木造建築士試験結果等】

### (1) 二級・木造建築士試験結果

年 度	受験者 区分	学科及び設計製図		設計製図のみ		計	
		二 級	木 造	二 級	木 造	二 級	木 造
平成23年度	申 込 者 数	195	3	59	1	254	4
	実 受 験 者 数	163	3	51	0	214	3
	最 終 合 格 者 数	30	1	29	0	59	1
	最 終 合 格 率	18.4%	33.3%	56.9%	0.0%	27.6%	33.3%
平成24年度	申 込 者 数	140	3	57	0	197	3
	実 受 験 者 数	117	3	42	0	159	3
	最 終 合 格 者 数	22	1	19	0	41	1
	最 終 合 格 率	18.8%	33.3%	45.2%	0.0%	25.8%	33.3%
平成25年度	申 込 者 数	172	6	31	0	203	6
	実 受 験 者 数	147	6	24	0	171	6
	最 終 合 格 者 数	20	1	13	0	33	1
	最 終 合 格 率	13.6%	16.7%	54.2%	0.0%	19.3%	16.7%
平成26年度	申 込 者 数	175	5	29	2	204	7
	実 受 験 者 数	147	5	25	2	172	7
	最 終 合 格 者 数	33	0	10	0	43	0
	最 終 合 格 率	22.4%	0.0%	40.0%	0.0%	25.0%	0.0%
平成27年度	申 込 者 数	146	4	43	4	189	8
	実 受 験 者 数	119	4	40	4	159	8
	最 終 合 格 者 数	23	0	19	1	42	1
	最 終 合 格 率	19.3%	0.0%	47.5%	25.0%	26.4%	12.5%

### (2) 建築士免許登録状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一級建築士免許登録者	24	23	21	22	23
二級建築士免許登録者	59	39	36	43	42
木造建築士免許登録者	1	1	1	0	1

### (3) 建築士事務所登録状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一級建築士事務所	734	704	716	702	712
二級建築士事務所	327	302	308	299	309
木造建築士事務所	5	5	4	4	2

※建築士事務所登録の有効期間：5年間

10 【市街地再開発事業実施状況】

(単位 : 千円)

都市名	地区名	事業年度	事業費						事業内容	
			総事業費	補助対象額	国庫補助金	県費補助金	市費	組合等		
福井市	中央1丁目第1地区	S47	3,500	2,500	833	833	1,834		基本計画の作成	
		S46	2,000	1,600	533	533	934		同上	
		S57	1,080	1,080	360		720		事業推進計画の作成	
		S59	143,823	142,710	47,570	23,785	24,387	48,081	事業計画の作成、地盤調査等	
		S60	88,299	81,594	27,198	13,922	13,922	33,257	建築設計	
		S61	88,120	43,650	14,550	7,445	7,446	58,679	権利変換計画の作成	
		S62	798,058	52,850	11,950	5,590	6,091	774,427	土地整備	
		S63	1,410,151	538,950	47,050	12,033	23,734	1,327,334	共同施設整備	
		H元	1,337,519	273,300	37,380	14,263	19,003	1,266,873	同上	
		H2	3,634,602	2,438,600	246,200	73,568	123,569	3,191,265	同上	
		H3	4,933,184	2,321,600	581,200	274,082	291,082	3,786,820	同上	
	小計		12,436,836	5,895,934	1,013,991	425,221	510,888	10,486,736		
	三の丸地区	S63	5,087	5,085	1,695	1,695	1,697		推進計画の作成	
		H元	68,185	11,700	3,900	1,986	1,986	60,313	事業計画の作成	
		H2	113,409	90,000	30,000	15,287	15,288	52,834	同上	
		H3	78,000	31,500	10,500	5,365	5,365	56,770	地盤調査等	
		H12	188,482	128,400	42,800	21,830	21,830	41,940	事業計画の作成、建築設計、権利変換の一部	
		H13	2,145,400	922,800	307,600	156,992	156,992	301,216	土地整備、共同施設整備	
		H14	3,065,973	830,814	282,700	144,231	144,231	259,652	共同施設整備	
		小計		5,664,536	2,020,299	679,195	347,386	347,389	772,725	
	大手地区	H6	18,000	18,000	6,000	6,000	6,000		総合再生計画の作成	
		H9	2,877	2,877	959	959	959		基本計画の作成	
		H9	4,548	4,548	1,516	1,516	1,516		同上	
		H13	100				100		推進計画の作成	
		H14	127,762	100,800	33,600	17,100	17,100	33,000	事業計画の作成	
		H15	258,593	218,100	72,700	37,075	37,075	71,250	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成	
		H16	470,422	86,172	28,724	15,330	15,330	26,788	地盤調査等、土地整備	
		H17	1,783,116	760,728	253,576	128,721	128,721	249,710	共同施設整備	
		H18	8,457,356	3,078,240	1,026,080	516,108	516,108	1,019,944	同上	
		小計		11,101,897	4,248,588	1,416,196	715,850	715,950	1,400,692	
		手寄地区	H17	14,175				14,175		基本計画の作成
			H18	6,300	6,300	2,100	2,100	2,100		推進計画の作成
			H19	1,200	1,200	400	400	400		事業計画の作成
			H20	2,520	2,520	840	530	530	620	同上
			H21	108,380	99,480	33,160	16,620	16,620	33,080	事業計画の作成
	H22		5,256							
	H23		29,200	28,500	9,500		9,500	9,500	事業計画の作成	
	H24		212,900	195,000	65,000	32,500	32,500	65,000	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成	
	H25		1,933,004	849,695	380,234	183,413	196,821	89,227	地盤調査等、建築設計、土地整備、共同施設整備	
	H26		2,916,146	1,162,158	520,890	231,447	289,443	120,378	建築設計、共同施設整備	
	H27	5,348,194	2,164,327	969,036	430,740	538,296	226,255	建築設計、共同施設整備		
	小計		10,577,275	4,509,180	1,981,160	897,750	1,100,385	544,060		
	小計		21,700,049	8,778,645	3,404,315	1,620,559	1,823,294	1,944,752		
	越前市 (旧武生市)	武生駅南地区	S59	7,401	7,200	2,400	2,400	2,601		A調査
			S60	5,403	5,100	1,700	1,700	2,003		B調査
H5			1,254,649	858,437	356,322	143,072	213,250	542,005	事業計画、権利変換計画の作成	
H6			1,625,264	457,717	159,762	76,285	83,477	1,305,740	共同施設整備、公共施設整備	
H7			2,378,529	1,789,255	305,646	136,338	758,582	1,177,963	同上	
小計		5,271,246	3,117,709	825,830	359,795	1,059,913	3,025,708			
小浜市	白鬚地区	S57	6,119	6,000	2,000	2,000	2,119		A調査	
		S58	8,169	5,100	1,700	1,700	4,769		B調査	
		S60	22,100	22,100	10,300	3,683	4,417	3,700	事業計画の作成、地盤調査	
		S61	91,760	32,500	16,700	5,416	8,614	61,030	権利変換計画の作成	
		S62	293,278	261,161	105,032	43,526	56,816	87,904	同上、建築設計	
		S63	591,800	442,800	232,470	73,800	136,530	149,000	公共施設整備	
		H元	1,493,062	1,011,556	501,377	158,992	293,855	538,838	同上、土地整備	
		H2	1,501,700	1,074,411	84,879	18,328	42,440	1,356,053	共同施設整備、土地整備	
		H3	1,558,510	1,551,858	148,982	41,659	74,513	1,293,356	共同施設整備	
		H4	3,104,034	3,047,552	394,910	134,738	197,974	2,376,412	同上、公共施設整備	
小計		8,670,532	7,455,038	1,498,350	483,842	822,047	5,866,293			
鯖江市	駅前第1地区	S49	10,790	10,790	3,596	3,596	3,598		基本計画の作成	
		S50	95,720	90,000	60,000	5,220	30,500		事業計画の作成、物件移転補償等	
		S51	560,113	545,529	351,843	35,498	172,772		建築設計、権利変換計画、用地補償	
		S52	298,125	293,466	130,512	38,253	129,360		共同施設、公共施設整備	
	小計		964,748	939,785	545,951	82,567	336,230			
	寺町地区	S62	12,000	12,000	4,000	4,000	4,000		地区再生計画の作成	
H元	7,499	5,100	1,700	1,700	4,099		A調査			
小計		19,499	17,100	5,700	5,700	8,099				
敦賀市	駅西地区	H13	735				735		A調査	
		小計		735			735			

### 1 1 【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】

年 度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
対 象 施 設		受理 件数	認定 件数	受理 件数	認定 件数	受理 件数	認定 件数
No.	用 途						
1	病院・診療所						
2	劇場・観覧場 映画館・演芸場						
3	集会場 公会堂						
4	展示場						
5	百貨店・マーケット その他の物品販売業を営む店舗						
6	ホテル・旅館						
7	老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの						
8	体育館・水泳場 ボート場・遊技場						
9	博物館・美術館・図書館						
10	公衆浴場						
11	飲食店(バー、キャバレー類は含めない)						
12	理髪店・クリーニング取次店・質屋 貸衣装屋・銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗						
13	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物(旅客の乗降又は待合い用)						
14	一般公共の用に供される自動車車庫						
15	公衆便所						
16	郵便局・保健所・税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物						
計		0	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は変更分を含めた件数

### 1 2 【省エネ法届出・受理件数】

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数
1 ホテル等基準	0	0	1	1	2	2
2 病院等基準	13	13	8	8	8	7
3 物販店舗等基準	6	6	10	10	13	13
4 事務所等基準	13	13	17	17	31	31
5 学校等基準	8	8	4	4	7	7
6 飲食店等基準	1	1	0	0	3	3
7 集会所等基準	9	9	3	3	10	10
8 工場等基準	18	18	23	23	21	21
9 住宅	41	41	64	64	44	43
合 計	109	109	130	130	139	137

13 【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】

年 度		23	24	25	26	27											
		合 計	合 計	合 計	合 計	土 木 事 務 所 福 合											
施 設 区 分	計					計	計	計	福	三	奥	丹	鯖	敦	小	小	井
		井	国	越	南				丹	賀	浜	計	市	計			
1. 官公庁施設		4															
2. 医療施設		15	14	13	11		2					2	4	5			9
3. 社会福祉施設		40	57	56	41	1	5	5	3	7	5	3	29	6			35
4. 商業施設	①物品販売業・物品賃貸業を営む店舗	12	18	13	18	1	1	2	1	4	4	1	14	6			20
	②飲食店	1	8	2	2												
	③理容所・美容所		1		1												
	④サービス業を営む店舗		1	1													
5. 娯楽施設		3	2		3												
6. 文化施設																	
7. 体育施設					1												
8. 宿泊施設		1			1				1			1					1
9. 教育施設		11	5		1									1			1
10. 公共交通機関施設		3			5				1			1	1				2
11. 集会施設		3	1	4	2			1		2		3	1				4
12. 興行・展示施設			2														
13. 環境衛生施設	①公衆浴場																
	②公衆便所・火葬場		1														
14. 駐車施設				1	1												
15. 公益事業施設								1				1	1				2
16. 金融機関施設		2	2	3	4									1			1
17. 事務所			1	1	1												
18. 工場		6	1	1	5			1	2	3		6					6
19. 共同住宅等		5			1			1				1	1				2
20. 道路																	
21. 都市公園・港湾緑地・動物園・植物園・遊園地																	
22. 建物以外の路外駐車場																	
計		106	114	95	98	2	8	8	9	16	11	6	60	23			83

#### 1 4 【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】

年 度	市町村	地域名	除 却	建物助成	摘 要
S47	福井市	金屋町	10	—	
S48	福井市	金屋町外	1	8	金屋町、浄教寺町
	武生市	安戸町	1	1	
	今庄町	今庄外	6	6	今庄、杉谷、榎谷、古木、合波
	計	—	8	15	
S49	福井市	山奥町外	2	3	山奥町、月見町
	武生市	安戸町	1	1	
	小浜市	金屋町	1	1	
	今庄町	湯尾外	2	1	湯尾、ニッ屋
	上中町	河 内	1	—	
	河野村	横 瀬	1	1	
計	—	8	7		
S50	福井市	月見町	1	1	
S51	福井市	安波賀外	2	2	安波賀町、浄教寺町
	今庄町	杣木俣外	2	2	杣木俣、八乙女
	計	—	4	4	
S52	福井市	国見外	3	2	国見町、北山町
	武生市	安土町	1	1	
	小浜市	粟田外	2	2	粟田、上根来
	今庄町	ニッ屋	1	1	
	計	—	7	6	
S53	鯖江市	長泉寺町	1	1	
	和泉村	朝 日	1	1	
	計	—	2	2	
S54	—	—	0	0	
S55	小浜市	黒 駒	1	1	
S56	小浜市	栗 田	1	1	
	和泉村	朝 日	1	0	
	清水町	笹 谷	1	1	
	計	—	3	2	
S57～S62	—	—	0	0	
S63	今庄町	八乙女	1	1	
H元	—	—	0	0	
H2	芦原町	牛 山	1	1	
H3～H19	—	—	0	0	
H20	坂井市	上久米田	1	0	
H21	小浜市	相生	2	0	
H22	勝山市	野向町	1	0	
H23～H24	—	—	0	0	
H25	福井市	羽坂町	1	1	
H26～H27	—	—	0	0	
合 計		40 地域	51	41	



## 15【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】

(単位：件)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
認定件数	264	251	350	273	302	1,440
変更認定件数	5	3	2	1	7	18
譲受人の決定に伴う変更	7	3	9	8	15	42
合 計	276	257	361	282	324	1,500

## 16【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】

### (1) 優良宅地

年 度	認 定 区 分	件 数	面積 (㎡)	宅地面積別内訳			
				0.3ha未満	0.3~1ha	1~6ha	6ha以上
13	認 定	12	26,842	12	—	—	—
	証 明	15	30,722	15	—	—	—
14	認 定	16	32,254	16	—	—	—
	証 明	14	28,359	14	—	—	—
15	認 定	8	13,749	8	—	—	—
	証 明	6	10,031	6	—	—	—
16	認 定	13	28,562	12	1	—	—
	証 明	9	21,942	8	1	—	—
17	認 定	3	6,108	3	—	—	—
	証 明	2	4,776	2	—	—	—
18	認 定	1	1,263	1	—	—	—
	証 明	2	2,595	2	—	—	—
19	認 定	2	3,087	2	—	—	—
	証 明	2	3,087	2	—	—	—
20	認 定	2	2,334	2	—	—	—
	証 明	2	2,334	2	—	—	—
21	認 定	1	1,569	1	—	—	—
	証 明	1	1,569	1	—	—	—
22	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—
23	認 定	1	1,114	1	—	—	—
	証 明	1	1,114	1	—	—	—
24	認 定	2	3,903	2	—	—	—
	証 明	1	1,839	1	—	—	—
25	認 定	0	0	0	—	—	—
	証 明	1	2,064	1	—	—	—
26	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—
27	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—

※ 認定区分欄における、「認定」は宅地造成の前に行う書類審査合格後の認定書交付件数を、「証明」は宅地造成の完了後に行う現場検査合格後の証明書交付件数をそれぞれ示す。

### (2) 優良住宅

年度	件数	戸数	面積 (㎡)	床面積別内訳			
				100㎡未満	100~ 500㎡未満	500~ 2,000㎡未満	2,000㎡以上
12~27	0	0	0	—	—	—	—

## 17 【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】

### (1) 宅地建物取引士の資格試験・資格登録・取引士証交付の実施状況

宅地建物取引士になるには、都道府県知事が委任した指定試験機関が行う資格試験に合格し、登録を受けることが必要。

〔資格試験：宅地建物取引業法 第16条～17条〕

〔資格登録：宅地建物取引業法 第18条〕

取引士証の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第22条の2〕

(各年度末日現在)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
資格試験	受験申込者	719	690	729	699	692	
	受験者	591	553	589	569	572	
	合格者	88	95	118	116	101	
	合格率(%)	14.8	17.2	20.0	20.4	17.7	
登録	新規	65	81	68	73	88	
	転入	1	1	3	1	0	
	転出他	3	2	2	6	2	
	総登録者数	3,076	3,156	3,225	3,293	3,379	
取引士証	交付	新規	62	71	122	81	109
		更新	97	186	344	293	255
		計	159	257	466	374	364
	総保有者数	1,606	1,619	1,607	1,581	1,596	

### (2) 宅地建物取引業者の免許登録者数

宅地若しくは建物の売買、交換・貸借の媒介の行為を業として行う場合必要。

業者免許登録の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第3条〕

(各年度末日現在)

免許区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国土交通大臣免許	法人	9	8	9	9	10
福井県知事免許	法人	434	441	412	413	419
	個人	111	114	108	109	110
	計	545	555	520	522	529
合計		554	563	529	531	539
知事免許の業者登録内訳	新規	18	23	11	17	19
	更新	114	129	158	31	35
	期限切れ	2	1	8	2	1
	廃業他	23	13	37	13	10

### 18 【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】

(単位：件)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
認定件数（住宅等）	3	6	5	18	32
認定件数（非住宅）	0	0	0	0	0
変更認定件数	0	1	0	0	1
合 計	3	7	5	18	33

### 19 【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】（年度別）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
登録件数（件）	18	9	13	2	6	48
登録戸数（戸）	494	261	384	116	141	1,396

## 20 【住宅施策の取り組み状況】

主 な 施 策	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
市町村住宅マスタープランの策定	大野市策定	美浜町策定	美山町策定 福井市改定			
持家づくり資金利子補給制度 (S61～H14)	高耐震住宅を基 礎要件に、再生 資材使用を要件 に追加					
ゆとりと安心の住まい支援事業 (H18～H20) 良質住宅普及促進事業 (H15～H17)				性能表示制度を 利用した補助金 制度		
県産材を活用したふくいの住まい支援事業						
省エネルギー促進事業 (H21～H23)						
福井の住まい促進事業 (H24)						
多世帯同居のリフォーム支援事業 (H25～H26) 多世帯同居・近居住まい推進事業 (H27～)						
U・Iターン者空き家リフォーム支援事業 (H25) U・Iターン者空き家住まい支援事業 (H27～)						
地域優良分譲住宅利子補給制度	高耐震住宅を基 礎要件に、再生 資材使用を要件 に追加			性能表示制度を 利用した要件に 変更		
屋根融雪化促進事業	施策対象の明確 化(DID又は高齢 者のみ世帯 等)(H11～)					
太陽光発電等住宅設備設置促進事業				太陽光発電、屋 根融雪等の住宅 設備設置に対し 補助		
宅地供給促進事業			勤労者住宅協会 (鳥羽) 今庄町(南今庄)			
住情報提供事業	(H6～)					
住まいの相談事業	FAX・E-mailでも 受付開始					
住まいの情報展開催事業						
住教育推進事業						
住宅産業近代化推進事業(計画7年度策定)	福井市・鯖江市・ 今立町でモデル 住宅建設・展示	福井市・敦賀市・ 織田町でモデル 住宅建設・展示	福井市・大野市・ 上中町でモデル 住宅建設・展示	小浜市・丸岡町・ 河野村でモデル 住宅建設・展示	福井市・大野市・ 勝山市でモデル 住宅建設・展示	
モデル住宅の建設						
木造技術者向け講習会の実施	3回実施 (設計施工)	3回 (現場管理)	3回 (維持管理)			
木造住宅耐震診断促進事業						482戸
木造住宅耐震化促進事業(耐震診断等)						
木造住宅耐震化促進事業(耐震改修)						
建築物安全安心推進事業						
被災建築物応急危険度判定の整備	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	講習会の 実施	模擬訓練の 実施
公営住宅の供給(建替事業)	28戸	142戸	74戸	119戸	61戸	
既設公営住宅改善事業(個別改善) (全面的改善)		85戸	133戸	124戸	46戸	64戸
地域優良賃貸住宅(一般型)供給促進事業 (特定優良賃貸住宅供給促進事業含む)	24戸 大野市	6戸 敦賀市		8戸 敦賀市	14戸 敦賀市	6戸 敦賀市
特定公共賃貸住宅の供給	4戸	9戸				
シルバーハウジングプロジェクト		26戸 福井市				
地域優良賃貸住宅(高齢者型)整備促進事業 (高齢者向け優良賃貸住宅整備促進事業含む)	43戸 敦賀市・大野市					10戸 敦賀市
街なみ環境整備事業	武生市 蓬萊地区(H7～)	大野市 城下町地区		三国町 湊町地区		
住宅市街地基盤整備事業	4団地	4団地	3団地	3団地	2団地	2団地
環境共生住宅普及啓発事業						
被災者住宅再建補助金						
被災者住宅再建資金無利子貸付事業						
東日本大震災被災者住まい提供事業						

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
越前町	坂井市	福井市改定		高浜町	大野市改定				南越前町策定
木造住宅に限 定、県産材・技 術要件等変更	性能表示制度を 不要とし、性能 保証制度を要件	→							
							県産材活用課に て事業実施		
						3戸			
							12戸	20戸	(同居) 27戸 (近居) 34戸
							1戸		4戸
500戸	500戸								
	(診断) (プラン)	305戸 450戸	252戸 296戸	258戸 278戸	215戸 229戸	214戸 217戸	164戸 169戸	123戸 111戸	89戸 91戸
	(一般住宅) (伝統的な古民家)	54戸	77戸	52戸	86戸	59戸	53戸	39戸	23戸 4戸
				建築行政 マネジメント計画					
模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施
	27戸		24戸	39戸				58戸	
45戸	187戸	78戸	88戸 26戸	164戸	71戸 34戸	150戸	202戸 40戸	96戸	104戸
10戸 敦賀市		10戸 敦賀市		6戸 敦賀市			6戸 福井市		
26戸 越前市	80戸 越前市		9戸 越前市 23戸 大野市	16戸 越前市	43戸 福井市				
2団地	2団地	1団地	1団地		1団地	2団地			

## 2 1 【住宅・土地統計調査】

(1) 住宅・土地統計調査（平成25年実施）

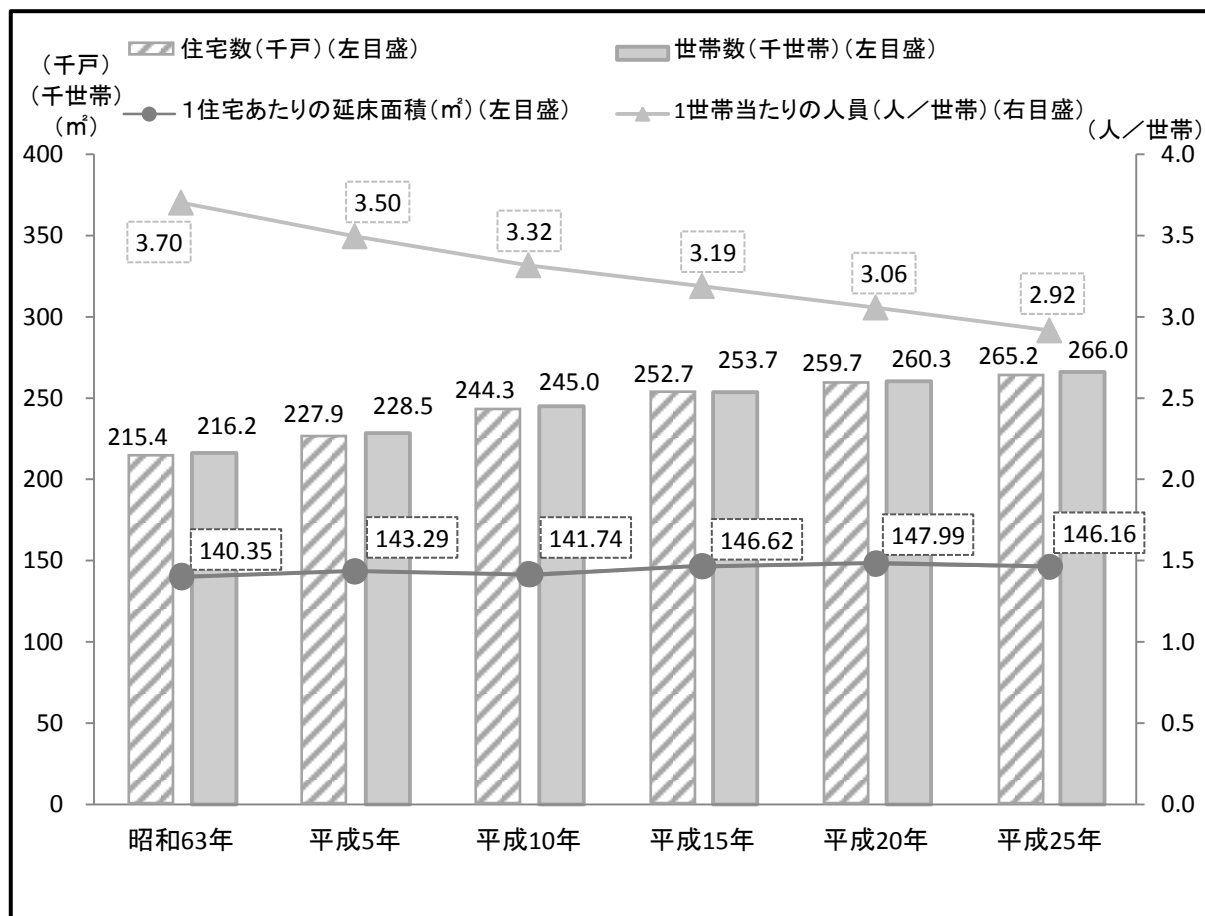
《 福井県の所有関係別 住宅数、世帯数、世帯人員、延床面積 》

住宅の所有関係		住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅あたりの延床面積 (㎡)
持ち家		203,000	203,600	656,200	173.29
借家	公営住宅	5,800	5,800	12,300	56.09
	団社住宅	500	500	1,300	38.62
	民営住宅	47,100	47,200	90,000	52.23
	給与住宅	5,600	5,600	9,600	55.31
借家計		59,000	59,100	113,200	52.78
合計 <sup>1)</sup>		265,200	266,000	775,700	146.16

1) 住宅の所有関係「不詳」を含む

出典：「平成25年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）

図一福井県の住宅数、世帯数、世帯人員、延床面積の推移



出典：「昭和63年～平成25年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）

## 2 2 【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】 (H17～H19木造住宅耐震診断促進事業)

### (1) 耐震診断等

#### A. 耐震診断

(単位：戸)

年度 市町名	H17 ～H19	H20 (診断)	H21 (診断)	H22 (診断)	H23 (診断)	H24 (診断)	H25 (診断)	H26 (診断)	H27 (診断)	合計
福井市	451	142	69	48	68	77	60	39	26	980
敦賀市	170	16	16	74	15	15	8	13	6	333
小浜市	60	4	4	4	0	6	2	0	4	84
大野市	60	9	17	17	8	21	4	4	3	143
勝山市	42	13	6	7	7	7	1	1	3	87
鯖江市	120	29	29	25	22	12	17	18	7	279
あわら市	60	9	10	4	10	5	5	3	3	109
越前市	153	22	27	21	28	20	18	7	12	308
坂井市	138	23	28	19	20	19	20	13	7	287
永平寺町	66	10	10	11	10	11	9	9	5	141
池田町	8	6	6	3	3	3	3	3	2	37
南越前町	18	4	4	4	4	1	0	3	0	38
越前町	36	2	8	6	6	6	10	5	5	84
美浜町	18	6	7	6	6	6	3	2	3	57
高浜町	46	1	3	3	3	4	3	0	1	64
おおい町	18	6	6	3	2	0	0	1	0	36
若狭町	18	3	2	3	3	1	1	2	2	35
合計	1,482	305	252	258	215	214	164	123	89	3,102

※診断対象：昭和56年5月31日以前に建設された一戸建て木造住宅

#### B. 補強プラン作成

(単位：戸)

年度 市町名	H20 (プラン)	H21 (プラン)	H22 (プラン)	H23 (プラン)	H24 (プラン)	H25 (プラン)	H26 (プラン)	H27 (プラン)	合計
福井市	191	75	56	71	79	61	37	26	596
敦賀市	44	34	76	15	15	11	12	5	212
小浜市	6	6	6	0	2	3	0	4	27
大野市	11	17	16	8	22	4	0	5	83
勝山市	17	8	7	9	7	2	1	3	54
鯖江市	31	31	29	28	13	16	18	7	173
あわら市	11	10	4	11	5	5	2	3	51
越前市	50	32	24	28	22	18	7	12	193
坂井市	27	32	21	20	21	20	11	7	159
永平寺町	16	12	11	12	11	9	9	5	85
池田町	0	—	3	3	3	3	2	3	17
南越前町	4	4	4	4	1	0	3	0	20
越前町	10	8	6	6	6	10	5	5	56
美浜町	6	14	6	6	5	3	2	3	45
高浜町	11	3	3	3	4	3	0	1	28
おおい町	6	6	3	2	0	0	1	0	18
若狭町	9	4	3	3	1	1	1	2	24
合計	450	296	278	229	217	169	111	91	1,841

※「—」：事業なし

## (2) 耐震改修

(単位：戸)

年度 市町名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
福井市	26	30	22	38	21	19	17	7	180
敦賀市	—	9	7	12	7	6	2	2	45
小浜市	—	0	0	0	2	2	0	0	4
大野市	1	2	3	6	5	3	1	3	24
勝山市	—	4	1	3	2	0	1	2	13
鯖江市	7	10	5	10	1	5	3	1	42
あわら市	3	3	4	1	3	2	3	2	21
越前市	9	9	4	5	4	7	3	5	46
坂井市	4	6	5	5	4	7	5	1	37
永平寺町	3	1	1	2	4	1	1	1	14
池田町	—	—	—	—	—	—	0	1	1
南越前町	—	—	0	1	1	0	0	0	2
越前町	—	2	0	2	0	0	2	1	7
美浜町	—	—	0	0	2	0	0	0	2
高浜町	1	0	0	0	1	1	0	0	3
おおい町	—	—	0	—	—	—	0	0	0
若狭町	—	1	0	1	2	0	1	1	6
合計	54	77	52	86	59	53	39	27	447

※「—」：事業なし

## 2 3 【被災者住宅再建補助金の実績】（平成25年度）

合計

市町名	住家被害（件）						県補助金		
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	補助実績額 （千円）	半壊 （件）	一部損壊 床上浸水 （件）
敦賀市	0	1	0	0	6	7	40	1	0
小浜市	2	0	6	41	157	206	2,232	0	39
高浜町	0	0	0	2	5	7	—	—	—
美浜町	3	1	2	2	41	49	133	1	0
若狭町	0	0	1	31	106	138	1,109	0	18
おおい町	0	0	0	0	4	4	—	—	—
計	5	2	9	76	319	411	3,514	2	57

## 2 4 【県産材を活用したふくい住まい支援事業（新築） 選定件数】

(単位：件)

年度	敷地面積別件数		選定件数
	敷地面積200㎡未満	敷地面積200㎡以上	
平成21年度	32	115	147
平成22年度	30	99	129
平成23年度	40	110	150
平成24年度	32	77	109
合計	134	401	535

※平成25年度より、県産材活用課の所管事業となった。



## 25【省エネリフォーム促進事業 実績戸数】

(単位：戸)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①省エネリフォーム	144	93	354
②耐震改修と併せた省エネリフォーム	1	10	12
合 計	145	103	366

## 26【福井の住まい促進事業 実績戸数】

(単位：件)

年度	敷地面積別件数		合計
	敷地面積200㎡未満	敷地面積200㎡以上	
平 成 24 年 度	1	2	3

## 27【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】

(H25～H26 多世帯同居のリフォーム支援事業)

(単位：戸)

市 町 名	平成25年度	平成26年度	平成27年度		合計	
	同 居	同 居	同居	近居	同居	近居
福 井 市	—	—	4	5	4	5
敦 賀 市	—	—	—	—	—	—
小 浜 市	0	2	1	3	3	3
大 野 市	—	—	3	8	3	8
勝 山 市	—	—	—	—	—	—
鯖 江 市	—	4	2	2	6	2
あ わ ら 市	1	1	2	0	4	0
越 前 市	5	5	—	—	10	—
坂 井 市	4	3	1	5	8	5
永 平 寺 町	—	—	—	—	—	—
池 田 町	—	—	—	—	—	—
南 越 前 町	2	3	5	3	10	3
越 前 町	—	2	5	4	7	4
美 浜 町	—	—	1	4	1	4
高 浜 町	—	—	3	—	3	—
お お い 町	—	—	0	0	0	0
若 狭 町	—	—	—	—	—	—
合 計	12	20	27	34	59	34

※「—」：事業なし

28 【住宅市街地基礎整備事業（旧 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】  
年度別事業費（事業主体別・施設別）

A. 住宅建設関連事業（住宅局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	S53年度～H26年度			
			H24年度	H25年度	H26年度
福井県	道路	3,067.0	( 1,624.2 )	( )	( )
	街路	1,318.5	( 870.0 )	( )	( )
	河川	16,071.0	( 7,943.0 )	( )	( )
敦賀市	街路	610.0	( 395.5 )	( )	( )
	公園	70.0	( 35.0 )	( )	( )
鯖江市	街路	1,050.0	( 700.0 )	( )	( )
三国町	道路	327.6	( 218.4 )	( )	( )
	公園	26.0	( 13.0 )	( )	( )
金津町	公水	167.0	( 91.8 )	( )	( )
	公園	42.0	( 21.0 )	( )	( )
清水町	道路	468.0	( 234.0 )	( )	( )
小計		23,217.1	( 12,145.9 )	0.0	( 0.0 )

事業費（国費）

B. 宅地開発関連事業（土地・水資源局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	S53年度～H26年度			
			H24年度	H25年度	H26年度
福井県	道路	2,679.6	( 1,367.3 )	( )	( )
	街路	6,431.0	( 3,469.7 )	( )	( )
	河川	28,375.5	( 14,421.0 )	136.0	( 68.0 )
	砂防	654.0	( 358.5 )	60.0	( 30.0 )
福井市	街路	3,637.7	( 2,117.5 )	( )	( )
	区画	6,278.0	( 3,264.2 )	( )	( )
	公園	2,022.0	( 999.0 )	( )	( )
	河川	2,574.0	( 877.0 )	( )	( )
敦賀市	道路	250.0	( 125.0 )	( )	( )
	街路	1,406.8	( 830.0 )	( )	( )
武生市	街路	1,270.0	( 651.0 )	( )	( )
	河川	1,161.0	( 387.0 )	( )	( )
	公園	835.0	( 344.0 )	( )	( )
	区画	260.0	( 130.0 )	( )	( )
大野市	街路	1,040.0	( 683.4 )	( )	( )
	区画	125.0	( 67.7 )	( )	( )
	公園	169.0	( 74.0 )	( )	( )
鯖江市	公園	435.0	( 182.0 )	( )	( )
	街路	1,130.0	( 565.0 )	( )	( )
三国町	街路	74.0	( 37.0 )	( )	( )
	道路	13.0	( 6.5 )	( )	( )
金津町	公水	160.0	( 80.0 )	( )	( )
	道路	120.0	( 60.0 )	( )	( )
今立町	区画	240.0	( 160.0 )	( )	( )
	公園	50.0	( 25.0 )	( )	( )
小計		61,390.6	( 31,281.8 )	136.0	( 68.0 )

事業費（国費）

C. 事業費総合計

事業費 総合計	S53年度～H26年度			
		H24年度	H25年度	H26年度
	84,607.7	( 43,427.7 )	136.0	( 68.0 )

事業費（国費）

## 29 【地域優良賃貸住宅の建設戸数】（年度別・構造別）

A. 特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（一般型）

（単位：戸）

建設年度	所在地								総数		
	福井市		敦賀市	大野市		鯖江市		越前市	低層耐火	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	高層耐火	中層耐火	低層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火			
6		(20)				20		(12)		32	20
7	12						21	18		30	21
8						15		20		35	
9						15				15	
10											
11											
12				(2)	(22)				2	22	
13		(6)								6	
14											
15			8							8	
16			14							14	
17			6							6	
18			10							10	
19											
20			10							10	
21											
22			6							6	
23											
24											
25	6									6	
26											
27											
総計	18	20	60	2	22	50	21	50	2	200	41

B. 高齢者向け優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）

（単位：戸）

建設年度	所在地					総数	
	福井市	敦賀市	大野市		越前市	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火		
12		(15)				15	
13				28			28
14							
15							
16							
17		10				10	
18					26	26	
19					(80)	80	
20							
21			23		9	32	
22					16	16	
23	(83)					83	
24							
25							
26							
27							
総計	83	25	23	28	131	262	28

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、（ ）で表す。

### 30【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】（事業主体別・年度別）

（単位：戸）

種類 年度 事業主体	公 営 住 宅					特定公共賃貸住宅					総 計					団 地 名
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	
福 井 市	(58)		(72)								58		72			福団地、東安居団地
鯖 江 市	12										12					平井団地
南越前町	6					6					12					桜町団地
合 計	6	70	0	72	0	6	0	0	0	0	12	70		72		

当該年度の着工戸数を表す。

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、（ ）で外数を表す。

### 31【公営住宅等管理戸数】（事業主体別・種類別・構造別）

（平成28年3月31日現在）

種類 事業主体	管 理 戸 数												総 数
	公 営 住 宅						改 良 住 宅		特定公共賃貸住宅			小 計	
	準耐火		準耐火		低層、中高層		準耐火、中層		中層		小 計		
	木造	構造	構造	構造	耐火	耐火	構造	耐火	木造	耐火			
平屋建	2階建	構造	構造	構造	構造	2階建	構造	構造	構造				
福 井 県	22	0	0	0	1,939	1,961	0	24	24	0	0	0	1,985
福 井 市	24	28	162	4	1,345	1,563	0	458	458	0	30	30	2,051
敦 賀 市	6	98	132	0	888	1,124	72	406	478	0	8	8	1,610
小 浜 市	138	12	80	56	306	592	0	0	0	0	0	0	592
大 野 市	21	4	80	0	33	138	0	0	0	0	25	25	163
勝 山 市	40	0	0	12	88	140	0	0	0	0	0	0	140
鯖 江 市	23	18	17	0	423	481	0	0	0	0	12	12	493
あ わ ら 市	102	50	52	0	136	340	0	0	0	0	0	0	340
越 前 市	77	80	102	8	575	842	0	0	0	0	0	0	842
坂 井 市	32	0	0	0	422	454	0	176	176	0	12	12	642
永 平 寺 町	2	0	0	0	121	123	0	0	0	0	14	14	137
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	17
南越前町	6	0	4	0	54	64	0	0	0	6	12	18	82
越 前 町	102	36	0	10	99	247	0	0	0	5	5	10	257
美 浜 町	21	12	39	0	159	231	20	0	20	0	0	0	251
高 浜 町	51	3	38	0	128	220	0	0	0	0	0	0	220
お っ お い 町	29	0	0	0	15	44	0	0	0	0	24	24	68
若 狭 町	0	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
市 町 計	674	357	706	90	4,792	6,619	92	1,040	1,132	28	142	170	7,921
総 計	696	357	706	90	6,731	8,580	92	1,064	1,156	28	142	170	9,906

### 3 2 【県営住宅の管理戸数】（団地別・種類別・構造別）

（平成28年3月31日現在）

所 在 市 町 村	団 地 名	建 設 年 度	敷 地 面 積 (㎡)		管 理 戸 数 (戸)				戸 数 計
			県 有 地	借 地	公 営 住 宅			改 良 住 宅	
					木 造	中 層 耐 火 構 造	高 層 耐 火 構 造		
福 井 市	町 屋	S38～	43,044			339	190	24	553
	幾 久	S46	4,668			106			106
	社	S43	3,710			38			38
	上 野	S62～H元	14,152			126			126
	杉の木台	S47～S52	32,496			336			336
	大安寺	S53～S54	5,465			48			48
	下荒井	S54～S55	9,083			120			120
	清水 グリーンハイツ	S48～S54	19,405			202			202
	計		132,023			1,315	190	24	1,529
大 野 市	中 野	S33		1,692	2				2
鯖 江 市	米 岡	S37～S38	6,863		6				6
	御幸タウン	H5～H12	36,007			300			300
あ わ ら 市	旭	S33		2,063	4				4
越 前 市	北日野	S52～S53		6,647		80			80
坂 井 市	霞ヶ丘	H2～H4	5,256			54			54
	中筋	S40～S41		3,219	8				8
高 浜 町	日置	S40		807	2				2
総 計 16 団 地			180,149	14,428	22	1,749	190	24	1,985
				194,577			1,961		

### 3 3 【住教育推進事業 モデル地区実績】

市 町 名	地 区 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福 井 市	日 新 地 区	●	→		
敦 賀 市	舟 溜 り 地 区	●	→		
越 前 市	タ ン ス 町 界 隈	●	→		
南 越 前 町	今 庄 宿	●	→		
大 野 市	大 野 地 区		●	→	
勝 山 市	片 瀬 地 区		●	→	
鯖 江 市	吉 江 地 区		●	→	
坂 井 市	東 十 郷 地 区		●	→	
小 浜 市	遠 敷 地 区			●	→
永 平 寺 町	京 善 地 区			●	→
高 浜 町	高 浜 地 区			●	→
お お い 町	名 田 庄 地 区			●	→
あ わ ら 市	新 富 地 区				●
池 田 町	稲 荷 地 区				●
越 前 町	江 波 地 区				●
美 浜 町	佐 柿 地 区				●
若 狭 町	天 徳 寺 地 区				●

### 3 4 【U・Iターン者空き家住まい支援事業 実績戸数】

(H25 U・Iターン者空き家リフォーム支援事業)

(単位：戸)

市町名	H25	H27	合計
福井市	0	0	0
敦賀市	—	—	0
小浜市	0	1	1
大野市	—	0	0
勝山市	—	—	0
鯖江市	—	0	0
あわら市	—	0	0
越前市	0	—	0
坂井市	1	1	2
永平寺町	—	1	1
池田町	—	—	0
南越前町	0	0	0
越前町	—	1	1
美浜町	—	—	0
高浜町	—	0	0
おおい町	—	0	0
若狭町	—	0	0
合計	1	4	5

※「—」：事業なし

### 35【営繕工事】

(1) 平成27年度竣工工事一覧

工事費欄 単位：百万円

所管部局	工 事 名	構造・規模(m <sup>2</sup> )	工事費	備 考
総合政策部	生活学習館非常用自家発電機改修工事		17	建築住宅課
安全環境部	県庁舎中会議室シャワー室等設置工事		9	営繕室
	原子力防災センター代替施設非常用発電設備工事		37	
	消防学校太陽光発電設備工事		47	
健康福祉部	福井県児童科学館軒下改修工事		30	
産業労働部	越前陶芸公園公衆便所建設工事	W1 66	32	
観光営業部	恐竜博物館太陽光発電設備工事		48	
農林水産部	園芸研究センター調査・作業棟建設工事	S1 176	40	
	ふくい園芸カレッジ格納庫建築工事	S1 105	16	
土 木 部	奥越ふれあい公園合併処理浄化槽設備更新工事		28	
	若狭へりポート太陽光発電設備工事		50	
教 育 庁	福井運動公園屋内水泳場建設工事	RC1 793	672	
	福井運動公園屋内走路建設工事	S1 1,174	226	
	福井運動公園補助競技場廻り便所建設工事	W1 54	27	
	福井運動公園補助陸上競技場更衣室建設工事	W1 43	19	
	福井運動公園陸上競技場倉庫建設工事	S1 132	26	
	福井運動公園野球場メインスタンド改修・耐震補強工事		387	
	福井運動公園補助競技場電気設備工事		52	
	県営陸上競技場改修工事		271	
	県営球場スコアボード改修工事		218	
	ライフル射撃場建設工事	S1 894	241	
	県立ライフル射撃場標的棟改築・バツフル板改修工事		27	
	県立ホッケー場散水設備改修工事		7	
	馬術競技場馬洗い場改築工事	S1 89	22	
	馬術競技場厩舎・屋内馬場改修工事		29	
	三方青年の家ポートハウス新築工事	S2 1,522	299	
	芦原青年の家 本館（管理棟）・体育館建設工事	RC2 1,470	502	
	芦原青年の家 本館（宿泊棟）建設工事	RC2 2,137	702	
	芦原青年の家管理棟建設工事	W1 147	46	
	芦原青年の家カヌー艇庫建設工事	W1 210	47	
	芦原青年の家食事棟・炊事棟建設工事（2棟）	W1 116	46	
	坂井高校別館耐震補強・改修工事		264	
	坂井高校サイエンス棟耐震補強・改修工事		50	
	武生商業高校管理特別教棟耐震補強・外壁改修工事		164	
	武生商業高校普通教棟耐震補強・外壁改修工事		202	
	武生商業高校体育館耐震補強・外壁改修工事		64	
	武生商業高校武道場耐震補強・リフレッシュ工事		22	
	武生高校武道場天井対策工事		12	
	武生東高校武道場天井対策工事		9	
	武生工業高校武道場天井対策工事		7	
小 計	40件（施設）		5,014	

工事費欄 単位：百万円

所管部局	工 事 名	構造・規模(m <sup>2</sup> )	工事費	備 考
健康福祉部	けんこうスポーツセンター自動火災報知設備受信機等更新工事		154	福井土木
	すこやかシルバー病院空調設備等更新工事		54	
産業労働部	工業技術センターCFRP研究開発拠点電気設備増設工事		25	
観光営業部	国際交流会館中央監視装置更新工事		29	
農林水産部	小羽地区揚水機場新設工事	S1	18	
土 木 部	道の駅(永平寺)建設工事	71	121	
	科学技術高校武道場耐震補強・リフレッシュ工事	W1(一部S) 296	19	
教 育 庁	高志高校・福井商業高校・羽水高校武道場天井対策工事		25	
	足羽高校武道場天井対策工事		4	
小 計	9 件 (施設)		449	
教 育 庁	丸岡高校武道場耐震補強・リフレッシュ工事		23	三国土木
	坂井高校・三国高校武道場等天井対策工事		26	
小 計	2 件 (施設)		49	
安全環境部	池ヶ原湿原公衆トイレ改修工事		9	奥越土木
教 育 庁	県立クレー射撃場改築工事	S1 137	34	
	勝山高校武道場天井対策工事		8	
小 計	3 件 (施設)		51	
教 育 庁	武生工業高校管理教棟耐震補強・外壁改修工事		77	丹南土木
	武生工業高校体育館耐震補強・外壁改修工事		94	
小 計	2 件 (施設)		171	
健康福祉課	丹南健康福祉センター鯖江庁舎トイレ改修工事		5	丹南土木
教 育 庁	丹南高校武道場耐震補強・リフレッシュ工事		23	鯖江丹生
	丹生高校武道場天井対策工事		9	
小 計	3 件 (施設)		37	
総 務 部	ヒラキ独身寮外壁改修工事		7	敦賀土木
安全環境部	白木観測局建設工事	RC1 13	9	
	白木峠観測局建設工事	RC1 13	11	
教 育 庁	美方高校武道場耐震補強・リフレッシュ工事		24	
	敦賀工業高校武道場天井対策工事		8	
	敦賀高校武道場天井対策工事		8	
小 計	6 件 (施設)		67	
安全環境課	神野浦観測局建設工事	RC1 13	10	小浜土木
教 育 庁	若狭東高校武道場耐震補強・リフレッシュ工事		21	
	若狭高校武道場天井対策工事		8	
小 計	3 件 (施設)		39	
合 計	68 件 (施設)		5,877	



芦原青年の家建設工事 平成28年2月竣工



本館(管理棟)	RC 2	800.3㎡
(宿泊棟)	RC 2	2,137.7㎡
体育館	SRC 1	670.9㎡

(2) 事業費の推移 (土木事務所発注を含む)

A. 工事費

件数は施設数

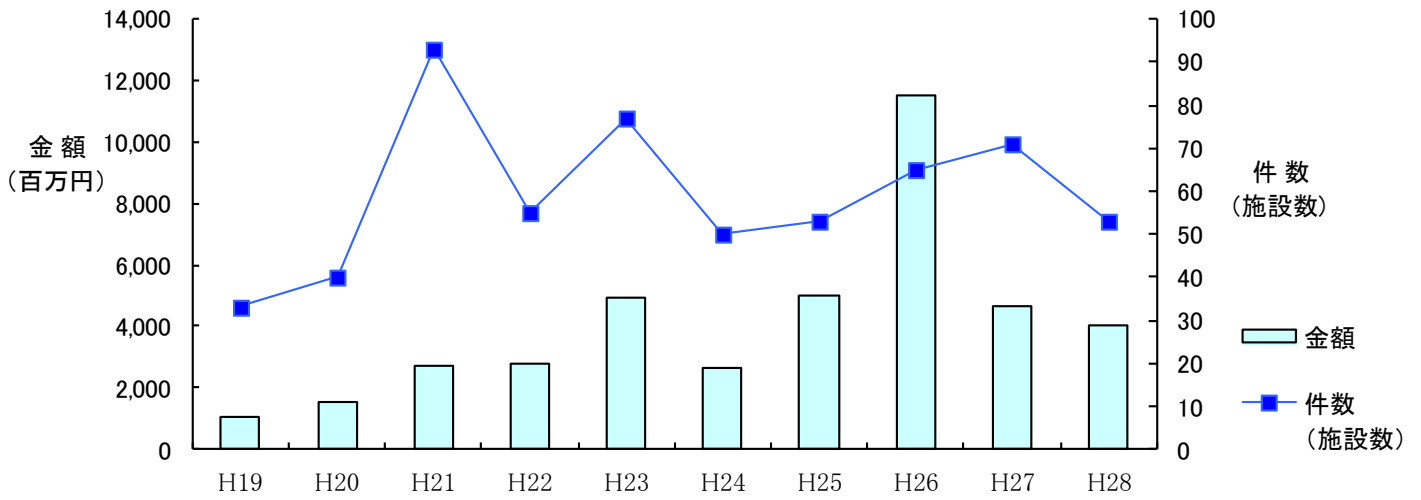
年度	件数	金額(百万円)	備考
19	33	1,012	契約高(次年度債務を含む)
20	40	1,511	
21	93	2,739	
22	55	2,810	
23	77	4,955	
24	50	2,661	
25	53	5,006	
26	65	11,525	
27	71	4,645	
28	53	4,024	予算高(次年度債務を含む契約予定額)

B. 設計委託料等(地質調査、基本設計、実施設計、耐震診断等)

件数は委託契約数

年度	件数	金額(百万円)	備考
19	22	43	契約高(次年度債務を含む)
20	31	57	
21	69	169	
22	48	178	
23	49	92	
24	41	132	
25	55	209	
26	53	130	
27	34	79	
28	51	161	予算高(次年度債務を含む契約予定額)

### 年度別 発注工事の推移



### 36 【県産品活用推進】

公共施設（一般土木・農林水産・建築物）県産品活用実績（資材別内訳）

（単位：百万円）

年度 種別	20	21	22	23	24	25	26	27
木材	551	477	508	694	846	983	856	577
繊維	299	272	324	116	41	107	100	56
窯業	14	40	24	58	39	46	7	6
家具建具	26	40	168	125	109	116	213	115
工芸品	2	4	0.2	0	1	0.1	2	0
その他	97	170	398	326	965	401	949	830
合計	989	1,002	1,422	1,318	2,001	1,653	2,127	1,584